

横浜市こころの健康相談センター所報
第 22 号
(令和 5 年度)

横浜市こころの健康相談センター
(精神保健福祉センター)

「こころの健康相談センター」所報第 22 号の発行に際して

こころの健康相談センターは、精神保健福祉法に定められた横浜市の「精神保健福祉センター」
として 23 年目の活動に入りました。ここに、令和 5 年度に行われた事業をとりまとめ、横浜市こ
ころの健康相談センター所報第 22 号として皆様のお手元にお届けいたします。当センターの活動
にご協力いただきました関係各位に深く感謝申し上げます。

令和 5 年度は、新型コロナウイルス感染症が、感染法上の「5 類感染症」へと移行し、コロナ
とうまく付き合いながらも、少しずつ以前の生活に戻りつつある年でした。当センターにおいて
も、研修や講演会、会議の実施などが、状況やニーズに応じて、ハイブリッドやオンライン、対
面での開催を選べるようになり、より多くの方が参加できるようになりました。

また、YouTube や SNS など活用し、幅広い層への働きかけができるようになり、不安を抱え
ている多くの世代に、精神保健福祉に関わる普及啓発を行いました。

こころの健康づくり推進事業では、メンタルヘルスの啓発動画を YouTube で配信、世界メンタ
ルヘルスデーに市庁舎を銀色と緑色にライトアップするなど、様々な媒体を活用して、こころの
健康に関する啓発を実施しました。

自殺対策事業では、「第 1 期横浜市自殺対策計画」における取組の成果や課題、国の新しい制度
の動向や、新型コロナウイルス感染症等により顕在化した心理的・社会的な課題を考慮に入れ、
更なる自殺対策の推進を図ることを目的に、「第 2 期横浜市自殺対策計画」（計画期間：令和 6 年
度～令和 10 年度）を策定しました。また、新たに若年層向けにアスリートと連携したメッセージ
動画の発信や横浜駅六社局駅長向けにゲートキーパー研修を実施するなど様々な手法での啓発や
自殺対策を支える人材育成に取組みました。

依存症対策事業では、個別相談や各種プログラム等の包括的な支援のほか、依存症の正しい理
解を促進する普及啓発動画を YouTube 広告で配信するなど、様々な啓発を実施しました。また、近
年相談が増えている若年層の依存症に悩む家族向けに、「処方薬・市販薬依存」をテーマにセミナ
ーを開催しました。身近な支援者から依存症支援につなげる取組では、令和 4 年度に作成した「依
存症支援者向けガイドライン」をより活用してもらえよう、依存症対応研修でガイドライン活
用ミニ講座を実施しました。

引き続き、377 万人の横浜市民の多様なニーズを踏まえ、職員が一丸となり業務に取り組んで
まいりますが、センター事業のスムーズな推進にあたり、市民の皆様、関係諸機関におかれまし
ては、これまで以上に一層の御理解と御支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

令和 6 年 7 月 吉日

横浜市健康福祉局
こころの健康相談センター
センター長 小西 潤

目 次

「こころの健康相談センター」所報第 22 号の発行に際して

	ページ
第 1 横浜市こころの健康相談センターの概要	4
1 沿革	
2 所在地	
3 組織	
4 令和 5 年度 横浜市こころの健康相談センター事業	
第 2 事業概要	9
1 技術援助	10
(1) 区福祉保健センターへの技術援助	
(2) その他の機関への技術援助	
2 精神保健福祉相談	12
(1) 電話相談等	
(2) 面接相談	
3 人材育成	15
(1) センター主催研修・共催研修（委託研修も含む）	
(2) 他機関主催研修への講師派遣	
(3) 実習生等受け入れ	
4 普及啓発	20
(1) 広報印刷物の発行・配布	
(2) 市民を対象とした講演会	
(3) その他	
5 調査研究・学会発表	22
(1) 学会発表等	
(2) 執筆	

6	精神医療審査会の審査に関する業務	23
	(1) 精神医療審査会の開催	
	(2) 審査結果	
7	自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳	24
	(1) 意見聴取の実施	
	(2) 自立支援医療（精神通院医療）の認定	
	(3) 精神障害者保健福祉手帳の判定	
8	自殺対策事業	25
	(1) 会議等	
	(2) 普及啓発	
	(3) 未遂者再発防止事業	
	(4) インターネットを活用した相談事業	
	(5) 遺族支援関係	
	(6) 人材育成関係	
	(7) 統計関係	
	(8) その他	
9	依存症対策事業	29
	(1) 依存症家族教室（アルコール、薬物、ギャンブル等）	
	(2) 依存症回復プログラムの実施	
	(3) 人材育成	
	(4) 普及啓発	
	(5) インターネットを活用した相談事業	
	(6) 横浜市精神保健福祉審議会依存症対策検討部会の開催	
	(7) 横浜市依存症関連機関連携会議の開催	
	(8) 団体支援	
	(9) 関連機関主催会議等への参加	
10	措置入院者退院後支援事業	35
	(1) 事業の概要	
	(2) 経過	
	(3) 計画の内容	
	(4) 実績	
11	こころの健康づくり推進事業	37
	(1) こころの電話相談連絡会	
	(2) 災害時こころのケアに関する事業	

12	その他	38
	(1) 精神障害者入院医療援護金の助成	
	資料編	39
1	横浜市こころの健康相談センター条例	40
2	横浜市こころの健康相談センター規則	41
3	精神保健福祉センター運営要領	45
4	調査・研究	
	【2023年度アルコール・薬物依存関連学会合同学術総会】	48
	・薬物使用のある人に対する依存症専門医療機関の医療従事者のスティグマ的 態度と、影響を与える要因	
	【令和5年度都道府県等依存症専門医療機関/相談員等合同全国会議】	52
	・薬物依存症者に対する地域支援体制の実態	
	【第59回全国精神保健福祉センター研究協議会】	
	・横浜市の依存症対策の取組について	56
	～地域支援計画策定から支援者向けガイドラインの作成～	
	・横浜市における措置入院者退院後支援事業の現状の考察	58

第 1

横浜市こころの健康相談センターの概要

- 1 沿 革
- 2 所在地
- 3 組 織
- 4 令和5年度 横浜市こころの健康相談センター事業

1 沿革

平成 14 年	4 月	1 日	横浜市こころの健康相談センター設置 (精神保健福祉課内) 精神科三次救急 365 日・24 時間体制の実施
	6 月	1 日	精神科三次救急の移送業務の本格実施
	7 月	1 日	夜間・休日「こころの電話相談」の開始
平成 15 年	4 月	1 日	精神科二次救急の土日の 24 時間体制の実施 精神科救急医療情報窓口への職員派遣の開始
平成 16 年	10 月		精神科初期救急の実施
平成 18 年	3 月		機構再編 (健康福祉局)
平成 19 年	4 月		精神保健福祉課廃止にともない、単独の組織となる 自殺対策事業の実施
	6 月		精神科救急身体合併症転院事業の開始
	10 月		精神科二次救急の 24 時間体制の実施
平成 21 年	12 月		「かかりつけ医うつ病対応力向上研修」の開始
平成 22 年	4 月		「横浜市中期 4 か年計画」に基づく自殺対策を開始
平成 24 年	7 月		「横浜市地域自殺対策情報センター」となる
平成 28 年	4 月		「横浜市地域自殺対策情報センター」から「横浜市地域自殺対策推進センター」に変更
平成 28 年	10 月		依存症回復プログラム実施開始
平成 29 年	5 月		措置入院者等の退院後支援開始 依存症相談窓口開設
令和 2 年	2 月		現在地に移転
	3 月		依存症相談拠点となる
	4 月		機構改革 (健康福祉局障害福祉保健部に名称変更) 救急医療係が、こころの健康相談センターから精神保健福祉課に再編される

2 所在地 (令和 6 年 3 月 31 日現在)

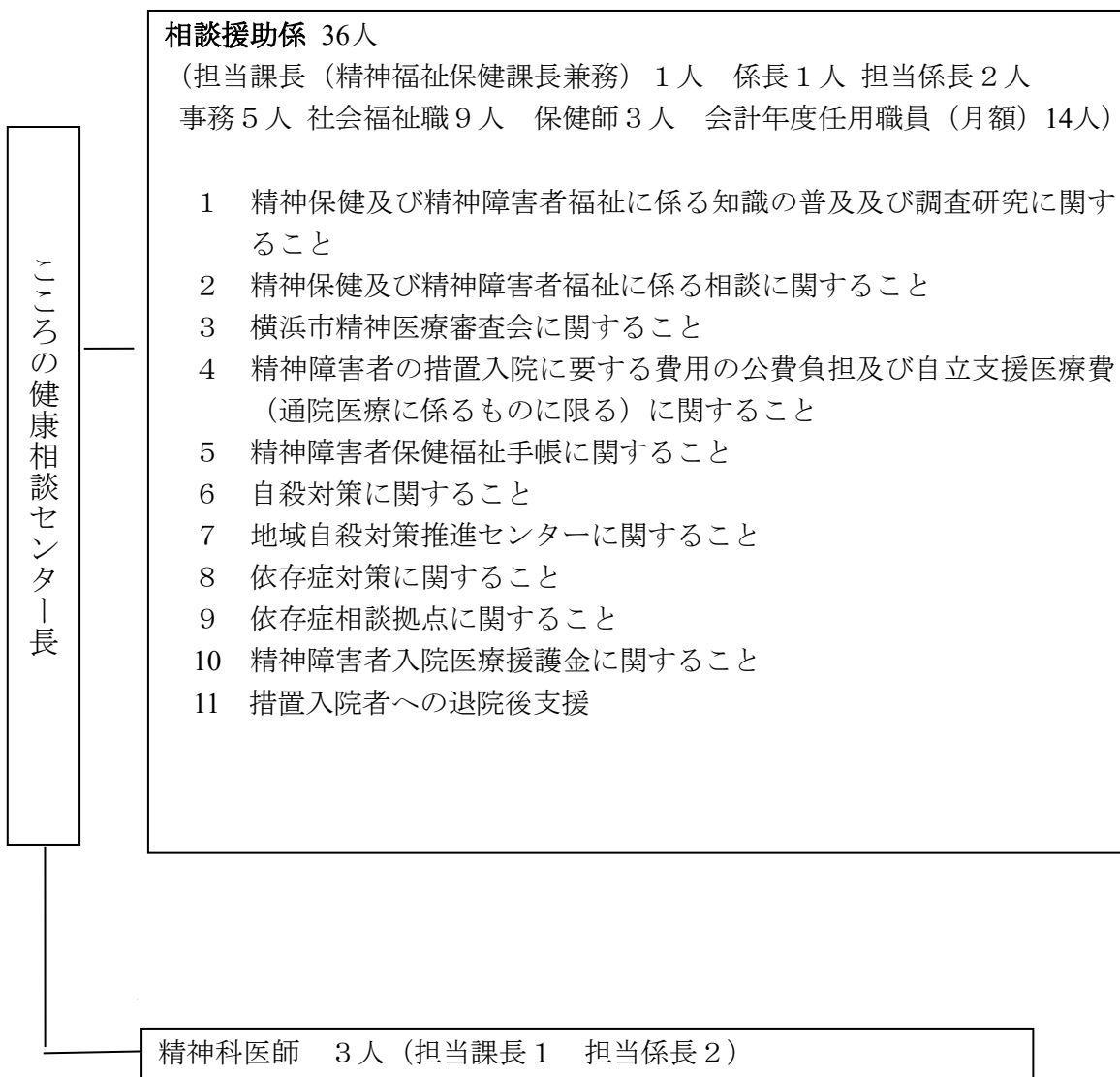
横浜市中区本町 2 丁目 22 番地 京阪横浜ビル 10 階 電話 045-671-4455 (代表)

(移転履歴)

平成 14 年 4 月～	横浜市中区尾上町三丁目 39 尾上町ビル 6 F、7 F
平成 18 年 3 月～	横浜市中区港町 1 横浜市庁舎 7 階
平成 19 年 4 月～	横浜市港北区鳥山町 1735 横浜市総合保健医療センター 4 F
平成 24 年 7 月～	横浜市中区日本大通 18 KRC ビル 6 階
令和 2 年 2 月～	現在地

3 組織 (令和6年3月31日現在)

健康福祉局 障害福祉保健部 こころの健康相談センター



4 令和5年度 横浜市こころの健康相談センター事業

横浜市こころの健康相談センター（以下「当センター」という。）は、「精神保健福祉センター運営要領」（厚生労働省通知健医発第57号）に基づき、次の業務を実施しています。

(1) 技術援助

地域精神保健福祉活動を推進するため、区福祉保健センターをはじめとした市内関係機関に対し、専門的立場から技術援助を行います。

(2) 精神保健福祉相談

こころの健康問題や精神障害のある市民に対し、区福祉保健センターや関係機関と連携を図りながら面接や電話相談等を行います。

(3) 人材育成

精神保健福祉に関する知識の習得と技術の向上を目的とし、区福祉保健センター等の関係職員を対象とした、専門的研修等の教育研修を開催しています。また、他機関からの依頼に基づき、当センター職員を講師として派遣しています。

(4) 普及啓発

精神疾患や精神障害に対する正しい知識の普及啓発を図るため、講演会、インターネット、広報印刷物等での情報発信を行っています。

(5) 調査研究・学会発表

精神医療や保健、福祉に関する資料の収集や研究をとおり、最新の精神保健福祉活動の実態を把握し、区福祉保健センターや関係機関等に情報提供を行っています。

(6) 精神医療審査会の審査に関する業務

精神保健福祉法第38条の4の規定に基づく入院患者等からの退院及び処遇の改善請求の受付、調査を実施しています。また、市内の精神科病院から提出される医療保護入院者の入院届・定期病状報告、措置入院者の定期病状報告及び入院患者等からの退院及び処遇の改善請求について、入院または処遇の適否の審査を行う精神医療審査会を運営しています。

(7) 自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳

障害者総合支援法第53条第1項の規定に基づく自立支援医療（精神通院医療）及び精神保健福祉法第45条第1項の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の申請に対する判定業務を行い、交付事務も合わせて行っています。

(8) 自殺対策事業

社会問題となっている“自殺の問題”に対応するため、平成14年度より、精神保健福祉施策の一環として、自殺対策事業を実施してきました。国の自殺対策基本法や自殺総合対策大綱に基づき、更なる自殺対策の推進を図ることを目的に、「第2期横浜市自殺対策計画」（計画期間：令和6年度～令和10年度）を策定しました。

自殺対策に係る普及啓発として、講演会の開催や自殺対策ホームページの運用、自殺対策強化月間におけるキャンペーンのほか、地域の開業医や区福祉保健センター等の職員を対象とした研修会の実施、自死遺族への支援、自殺未遂者への支援などを行っています。

(9) 依存症対策事業

国の定める「依存症対策総合支援事業実施要綱」に基づき依存症相談窓口を設置し、専用電話番号での相談を受けるとともに、面接相談を実施しています。依存症者への再発予防プログラムとして『横浜版依存症回復プログラム「WAI-Y」』を実施するとともに、依存症問題で困っているご家族を対象として依存症家族教室を実施しています。令和元年度からは依存症相談拠点となり、地域の関係者の皆様との連携を深め、包括的な支援を行うための取り組みをさらに進めています。

(10) 措置入院者退院後支援事業

特に手厚い支援を必要とすることが多い措置入院者に対し退院後の支援を継続的かつ安定的に実施するために、平成29年4月に本市ガイドラインを策定し、同年5月から事業を開始しています。

平成30年4月には現行法下での国のガイドラインが通知され、それに準じて本市ガイドラインについても改定し、様式等の整理も行い、事業を継続しています。

(11) こころの健康づくり推進事業

こころの健康に関心を持ち、精神的に不健康な状態や精神疾患に対して早期に対処し、こころの健康が保持増進できるよう、市ホームページやリーフレット配布、講演会等を通して情報発信を行っています。また、こころの健康に関する電話相談を行っています。

(12) その他

・精神障害者入院医療援護金の助成

精神科病院又は一般病院の併設精神科病棟に「任意入院」又は「医療保護入院」している精神障害者に対して、横浜市精神障害者入院医療援護金助成制度に基づく医療費の扶助を行っています。

第2 事業概要

- 1 技術援助
- 2 精神保健福祉相談
- 3 人材育成
- 4 普及啓発
- 5 調査研究・学会発表
- 6 精神医療審査会の審査に関する業務
- 7 自立支援医療(精神通院医療)及び精神障害者保健福祉手帳
- 8 自殺対策事業
- 9 依存症対策事業
- 10 措置入院者退院後支援事業
- 11 こころの健康づくり推進事業
- 12 その他

1 技術援助

(1) 区福祉保健センターへの技術援助

区福祉保健センターからの複雑困難ケースに関する相談等に対して、助言や支援方針の確認、事例検討を行いました。

ア 電話や面談等を通しての技術援助

【実績】表 1-1、1-2 参照

イ 区福祉保健センター主催会議への出席

- ・精神保健福祉行政連絡会（金沢区、緑区、泉区、中区）
- ・北部ブロック会議
- ・中央ブロック会議
- ・西部ブロック会議
- ・南部ブロック会議
- ・栄区セーフコミュニティにおける自殺予防対策分科会（書面開催）

ウ こころの健康相談センター主催会議の開催

自殺対策担当者連絡会や電話相談関係機関連絡会等を実施し、関係機関職員間連携の強化や専門的立場からの助言・意見交換を行いました。

【実績】表 1-3 参照

(2) その他の機関への技術援助

地域支援機関等からの個別ケースの電話相談等に対し、助言や援助方針の確認を行いました。また、横浜市障害者相談支援事業実施要項に基づく二次相談支援機関として、横浜市障害者二次相談支援機関連絡会議に参加しました。

【実績】表 1-4、1-5 参照

表1-1 区福祉保健センターへの技術援助

(件)

	方 法						計
	電話 (Eメール含む)			来所・出張 (訪問)			
	個別相談 ケース	事業運営に 関する相談等	その他	個別相談 ケース	事業運営 に関する相談等	その他	
計	33	88	6	0	1	1	129

表1-2 区福祉保健センターへの技術援助における相談内容

(件)

内容	老人精神	社会復帰	依存症	思春期	心の健康	うつ・ うつ状態	摂食障害	てんかん	その他	計
計	1	3	21	0	10	1	0	0	93	129

表1-3 会議を通じた技術援助

こころの健康相談センター主催

会議名	回数
関東甲信越ブロック精神保健福祉センター連絡協議会	2
精神医療審査会全体会	1
電話相談関係機関連絡会	1
自殺対策担当者連絡会	2
自殺対策庁内連絡会議	2
自殺対策ネットワーク協議会	2
自殺対策計画策定検討会	5
ハイリスク地対策4機関協議	1
依存症関連機関連携会議(アルコール健康障害関連、薬物 依存症関連、ギャンブル等依存症関連)	3

表1-4 その他の機関への技術援助における対象別件数

対象機関	件数	主な機関例
医療機関	16	病院、クリニック
市内行政機関	33	健康福祉局生活支援課、区広報相談係等
市外行政機関	21	他都道府県精神保健福祉センター等
その他	75	介護老人保健施設、障害者支援施設、社会福祉施設等
合計	145	

表1-5 その他の機関への技術援助における相談内容別件数

内容	老人精神	社会復帰	依存症	思春期	心の健康	うつ・ うつ状態	摂食障害	てんかん	その他	計
計	0	1	61	1	15	1	0	0	66	145

2 精神保健福祉相談

(1) 電話相談等

ア 相談件数

	延べ件数
自死遺族ホットライン ※1	77
依存症個別相談 ※2	999
措置入院者退院後支援	1,683
こころの電話相談 ※3	7,512
その他	259

※1…自死遺族ホットライン（電話相談）

実施日：月2回 ※平日の第1・第3水曜日 10:00～15:00まで

内 容：身近な人や大切な人を自死（自殺）で亡くした方を対象とした電話相談を行いました。

※2…依存症個別相談（電話・来所面接） ※来所面接は予約制

実施日：月曜から金曜（祝日を除く） 8:45～17:00まで

内 容：専用電話を設け、依存症の問題でお悩みの本人やその家族、関係機関等を対象に、電話や面接による相談に対応しました。

※3…こころの電話相談

実施日：平日夜間（17:00～21:30受付）、土日・祝日（8:45～21:30受付）

内 容：専用電話を設け、相談員が対応しました。

相談は匿名で受けており、傾聴、助言及び情報提供を行いました。継続的な支援が必要と判断した場合は福祉保健センター等の情報提供をしました。

イ 相談状況

表 2-1 ～表 2-5②参照

(2) 面接相談

【実績】

ア 相談件数

	延べ件数
依存症相談	147
措置入院者退院後支援	212
その他	23

イ 相談状況 表 2-6 ～表 2-8②参照

【電話相談】

表2-1 自死遺族ホットライン（相談件数および内訳）

相談件数		延数										計
		77										
相談者の状況	住所	市内	市外	不明								計
		20	45	12								77
	年齢	～9歳	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	不明	計
		0	0	2	1	13	9	6	11	0	35	77
故人との関係		配偶者	親	兄弟	子ども	その他	不明	自死遺族でない			計	
		25	10	6	25	4	4	4			78	

表2-2 依存症個別相談（相談件数および内訳）

相談件数 (手紙・メール含む)		延数									
		999									
相談者の状況	年齢	～9歳	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70代以上	不明	計
		1	78	135	148	179	168	81	83	126	999
主たる依存対象								本人	家族	その他	小計
		アルコール						182	194	18	394
		薬物						82	63	10	155
		ギャンブル						61	96	8	165
		その他（ネット・ゲーム含む）						109	161	15	285
		小計						434	514	51	999

表2-3 措置入院者退院後支援（相談件数および内訳）

相談件数		延数									
		1,683									
相談者の状況	年齢	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	不明	計	
		122	239	250	378	452	122	118	2	1,683	
	本人との関係	本人	配偶者	親	兄弟	子ども	関係機関	その他	不明	計	
	103	14	68	3	12	1,480	3	0	1,683		

表2-4① こころの電話相談（相談件数および内訳）

相談件数		延数										
		7,512										
相談者の状況	住所	市内	市外	不明								計
		6,197	208	1,107								7,512
	年齢	～9歳	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	不明	計
		4	66	304	485	1,264	2,198	1,069	768	48	1,306	7,512
本人との関係		本人	親	配偶者	兄弟	子ども	関係機関	不明	その他			計
		6,257	79	34	15	13	0	1,085	29			7,512

表2-4② こころの電話相談（相談件数の内訳）

	アルコール問題	薬物問題	老人精神	思春期	心の健康	精神疾患	その他	計
1 精神科の病気（症状、治療）に関すること			1		3	383	54	441
2 精神科以外（症状、治療）の病気に関すること					2	159	58	219
3 食行動の問題						11	3	14
4 ひきこもりについて					2	3	5	10
5 性についての悩み、不安						2	17	19
6 自分の性格			3	1	40	1616	473	2,133
7 育児、しつけ					1	7	5	13
8 学校関係（いじめ、不登校）					4	1	7	18
9 家族関係			1	1	49	340	386	777
10 近隣知人の問題			1		5	51	66	123
11 職場人間関係					16	74	105	195
12 その他の対人関係					22	265	138	425
13 非行、反社会的行動						3	3	6
14 仕事、働くことについて					15	207	129	351
15 経済的問題						57	16	73
16 病院、社会資源等の情報		2		1	1	84	55	143
17 公的制度の情報				1		23	3	27
18 話がしたい			1	1	1	727	94	824
19 内容不明					1	79	107	187
20 当センターの利用について						146	167	313
21 その他		1	1	3	3	95	1,085	1,188
計	2	1	9	14	166	4,337	2,983	7,512

表2-5① その他（相談件数および内訳）

相談件数 (手紙・メール含む)		延数									
		259									
相談者の状況	住所	市内	市外	不明							計
		149	17	93							259
	年齢	～9歳	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	不明	計
0		7	7	8	11	17	17	22	170	259	
本人との関係	本人	親	配偶者	兄弟	子ども	関係機関	その他	不明			計
	168	35	8	8	10	9	16	5			259

表2-5② その他（相談件数および内訳）

相談内容	老人精神	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	思春期	心の健康	うつ・うつ状態	摂食障害	てんかん	その他	計
件数	5	58	5	1	0	5	93	5	0	0	87	259

※「その他」：精神疾患に関する相談など

【面接相談】

表2-6 依存症個別相談（相談件数および内訳）

相談件数		延数									
		147									
相談者の状況	年齢	～9歳	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	不明	計
		0	2	29	32	31	20	18	15	0	147
主たる依存対象								本人	家族	その他	小計
	アルコール							37	20	1	58
	薬物							15	10	0	25
	ギャンブル							31	11	1	43
	その他（ネット・ゲーム含む）							13	8	0	21
小計							96	49	2	147	

表2-7 措置入院者退院後支援（相談件数および内訳）

相談件数（延数）		212									
相談者の状況	年齢	～9歳	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	不明	計
		0	14	19	43	42	75	10	9	0	212
対象者との関係	本人	配偶者	親	兄弟	子ども	関係機関	その他	不明			計
	179	4	17	0	0	12	0	0			212

表2-8① その他（相談件数および内訳）

相談件数		延数									
		23									
相談者の状況	住所	市内	市外	不明							計
		14	8	1							23
	年齢	～9歳	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	不明	計
0		2	1	0	0	2	13	3	2	23	
本人との関係	本人	配偶者	親	兄弟	子ども	その他	不明			計	
	18	1	1	0	0	3	0			23	

表2-8② その他（相談件数および内訳）

相談内容	老人精神	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	思春期	心の健康	うつ・うつ状態	摂食障害	てんかん	その他	計
件数	0	2	15	0	0	0	4	0	0	0	2	23

※「その他」：精神疾患に関する相談など

3 人材育成

オンライン講座や動画配信等の工夫をし、精神保健福祉に関する知識習得や技術的水準の向上を目指し、研修の実施や講師派遣を行いました。

(1) センター主催・共催研修（委託研修も含む）

開催月	研修名	内容	講師	参加 延人数
4月	精神保健福祉業務 新任者研修 (精神保健福祉課共催)	新任者を対象とした業務研修（精神保健福祉業務マニュアル、自立支援医療、精神保健福祉手帳、にも包括ケアシステム、関係機関への支援について等）	当センター職員 精神保健福祉課職員	25人
6月	精神保健福祉研修～基礎 医学編Aコース～ (オンライン開催)	精神保健福祉の基礎について学ぶ	当センター医師 当センター職員	168人
	精神保健福祉研修～基礎 医学編Bコース～ (オンライン開催)	精神保健福祉の基礎について学ぶ	当センター医師 当センター職員	182人
	自殺対策学校出前講座 (サイエンスフロンティア 高校・生徒)	「しんどい」って言えますか？	国立精神・神経医療研究 センター精神保健研究所 松本 俊彦 氏	689人
	自殺対策学校出前講座 (サイエンスフロンティア 高校・教職員)	自傷・自殺リスクの評価と 対応	国立精神・神経医療研究 センター精神保健研究所 松本 俊彦 氏	80人
7月	駅係員にむけたゲートキーパー研修	ゲートキーパー養成研修	当センター医師	6人
8月	自殺対策基礎研修	「横浜市の自殺の現状と自殺対策」「大切な家族を失うということ～自死遺族の立場から～」「死にたい気持ちに対して私たちができること」	当センター医師 自死遺族 針馬 ナナ子 氏 沼津中央病院 日野 耕介 氏	142人
	自殺対策学校出前講座 (横浜栄養専門学校・教職員)	心の病の理解	当センター医師 当センター職員	8人

9月	駅係員にむけたゲートキーパー研修	ゲートキーパー養成研修	当センター医師	5人
	心のサポーター養成研修 (西公会堂)	心のサポーター養成研修	東京医療学院大学 森 千鶴 氏	47人
	精神保健福祉研修～疾患編～「気分障害と神経症性障害～新型コロナウイルス感染症の影響」(オンデマンド配信)	疾患の特徴とその対応方法を学び、アセスメント力の向上を目指す	横浜市立大学精神医学教室准教授 浅見 剛 氏	156人
	依存症相談支援スキルアップ研修第1回 (依存症対応研修・基礎編)(オンライン開催)	依存の問題の背景にある個別性への理解	矢田の丘相談室 田中 剛 氏 ワンデーポート 中村 努 氏	91人
10月	精神保健福祉研修～疾患編～「学齢期～若者のメンタルヘルスの理解と支援のポイント」 (ハイブリット開催)	疾患の特徴とその対応方法を学び、アセスメント力の向上を目指す	鶴が峰心理グループ・南藤沢心理相談室 ヴィヒャルト千佳こ 氏	160人
	心のサポーター養成研修 ① 保土ヶ谷公会堂 ② 山内地区センター	心のサポーター養成研修	① 横浜市教育委員会 池澤 千夏 氏 ② 湘南鎌倉医療大学 吉野 由美子 氏	86人
	依存症相談支援スキルアップ研修第2回 (依存症対応研修・実践編)(オンライン開催)	家族の回復について 当事者家族体験談	矢田の丘相談室 田中 剛 氏 横浜断酒新生会 樋口 温子 氏	62人
	依存症相談支援スキルアップ研修第3回 (依存症対応研修・実践編)(オンライン開催)	当事者の回復について 当事者体験談	矢田の丘相談室 田中 剛 氏 女性サポートセンターイッダー 小嶋 洋子 氏	65人
	自殺対策学校出前講座 (山手学院中学校・高等学校)	死にたい気持ちに寄り添うには	鶴が峰心理グループ・南藤沢心理相談室 ヴィヒャルト千佳こ 氏	48人

11月	かかりつけ医うつ病対応力向上研修	うつ病の基礎知識、DVDの視聴・事例検討	当センター医師 さいとうクリニック 斎藤 庸男 氏 愛光病院 桑原 寛 氏	79人
	学校出前講座（横浜総合高校・生徒）	ストレス対策と自己承認	一般社団法人Seeds growth coaching 橋口 奈生 氏	700人
12月	精神保健福祉研修～状態編～「妄想のある方と対応の支援の方法」（オンライン開催）	対象者の状態からアセスメントすることをテーマにして学ぶ	秦野厚生病院 一青 良太 氏	207人
1月	自殺対策相談実践研修	死にたいと語る人への支援	ヴィヒャルト千佳こ 氏	46人
1月～3月	依存症相談支援スキルアップ研修 DVD 貸出	本年度開催した依存症相談支援スキルアップ研修全回の講義を収録したDVDを未受講の希望者へ貸出	矢田の丘相談室 田中 剛 氏 横浜断酒新生会 樋口 温子 氏 女性サポートセンターイ ンダー 小嶋 洋子 氏	69人
2月	精神保健福祉スキルアップ研修	受診受療援助についてと法第34条について	精神保健福祉課職員 当センター職員 専任職	28人
	依存症リカバリースタッフ向け研修（オンライン開催）	気持ちを引き出すテクニックと燃え尽きを防ぐチェック	矢田の丘相談室 田中 剛 氏	15人
9月 12月 2月	PEEC ※委託により実施	救急医療における精神症状評価と初期診療病院（入院前）PEEC スキルトレーニン グ	救命救急センター医師等	46人
2月	PPST ※委託により実施	病院前救護職員（救急隊員・救急救命士・消防隊員ほか）を対象としたPEECスキルの実践学習	救命救急センター医師等	9人
通年	みんなでゲートキーパー宣言（Youtube 配信）	ゲートキーパー役割について学ぶ	アニメーション映像	959人

※ハイブリット開催は、対面・オンラインにより同時開催したものです。

【e ラーニング研修】

開催月	研修名	内容	講師	参加延人数	
通年	精神保健福祉基礎講座	お薬編（1）	向精神薬の精神医療における位置づけについて	当センター医師	47人
		お薬編（2）	向精神薬の分類と種類、効果・効能について①	当センター医師	42人
		お薬編（3）	向精神薬の分類と種類、効果・効能について②	当センター医師	33人
		お薬編（4）	精神科治療薬・向精神薬の有害事象・副作用	当センター医師	29人
		お薬編（5）	向精神薬の作用機序、神経伝達物質	当センター医師	26人
	自殺対策研修	ゲートキーパー、自死遺族の体験談	龍の会（自死遺族の会）南部 節子氏 アニメーション映像	66人	

(2) 他機関主催研修への講師派遣

他機関からの依頼により、当センター職員を派遣しました。

開催月	研修名	内容	講師	参加延人数
5月	生活習慣病対策事業新任者研修	生活習慣病とこころの健康（睡眠、休養、飲酒、自殺対策）	当センター医師	42人
6月	横浜市消費生活総合センター研修	横浜市の依存症支援について	当センター職員	23人
8月	”こころのサポーター”ゲートキーパー養成講座	①横浜市における自殺対策事業について ②「つらい気持ち」を抱えている人の心理ストレス・精神疾患 ③心のサポート方法（ロールプレイ）	当センター職員	15人
10月	医療局人権啓発研修	自死について考える	当センター職員	5人
	横浜市人権擁護委員協議会・横浜市人権擁護委員会合同研修会	ゲートキーパーについて	当センター職員	44人

	鶴見区人権研修	依存症と人権	当センター医師	7人
2月	”こころのサポーター”ゲートキーパー養成講座	①横浜市における自殺対策事業について ②「つらい気持ち」を抱えている人の心理ストレス・精神疾患 ③心のサポート方法(ロールプレイ)	当センター職員	20人

(3) 実習生等受け入れ

社会福祉士養成課程または精神保健福祉士養成課程におけるソーシャルワーク実習を各区福祉保健センターで行っている実習生について、実習プログラムの一環として受け入れました。

内 容	実施日	人数
こころの健康相談センター事業概要説明等	8月25日	16人
	9月29日	12人
	10月31日	11人

4 普及啓発

精神保健福祉に関する知識の普及を図るため、広報印刷物の発行や講演会等の開催をしています。

(1) 広報印刷物の発行・配布

当センターで発行し、市民、行政機関、相談機関、医療機関などの関係機関に配布しました。

名 称	発行時期
統合失調症ってどんな病気？	平成 29 年 1 月
こころの病気について理解を深めよう	平成 30 年 3 月 (令和 4 年 10 月改訂)
それって、ストレスのせいじゃない？	令和 2 年 2 月
依存症って知っていますか？	平成 30 年 12 月
ギャンブル等依存症普及啓発用カード	令和元年 5 月 (令和 2 年 12 月改訂)
依存症のお悩みを抱えるあなたへ	令和 2 年 3 月
あなたに知ってほしい	毎年度 8 月
身近な人が「うつ病」になったら・・・	平成 26 年 3 月 (令和 2 年 3 月改訂)
うつ病ってどんな病気？	平成 28 年 3 月 (令和 4 年 3 月改訂)
みんなでゲートキーパー宣言！	平成 25 年 3 月 (令和 5 年 3 月改訂)
自死遺族について知ってほしいこと	平成 26 年 10 月 (令和 2 年 8 月改訂)
ご家族や大切な方を自死（自殺）で亡くされたあなたへ	平成 27 年 2 月 (令和 2 年 8 月改訂)
自死遺族「ホットライン」と「遺族の集い」のお知らせ	毎年度 3 月
ギャンブル等依存症やゲーム障害などの行動依存について	令和 2 年 6 月
依存症かなと思ったら 家族のためのハンドブック ※「依存症のお悩みを抱えるご家族の皆様へ」のタイトル、内容を改訂	令和 3 年 3 月 (令和 5 年 3 月改訂)
家族で考えよう！ゲームとのつきあい方 ※健康福祉局精神保健福祉課・教育委員会事務局健康教育・食育課発行	令和 4 年 2 月
依存症セルフチェック ※健康福祉局精神保健福祉課 発行	令和 5 年 2 月

依存に悩んでいませんか？	令和6年1月
あなたのストレスサインは何ですか？	令和6年3月

(2) 市民を対象とした講演会

市民講演会

「こどものメンタルヘルス」

日時：令和5年8月25日(金) 14時～16時

講師：横浜市立大学附属病院 藤田 純一 氏参加人数：190人

(3) その他

市民の目に触れる、様々な媒体を活用して啓発を実施しました。

自殺対策強化月間や依存症啓発週間など、国で定められている啓発期間における取組は、各事業に掲載しています。

実施月	内容
通年	「こころのセルフケア」「依存症」「自殺対策」啓発動画 サイネージ 広告（新高島駅ホームドア）
5月	ギャンブル等依存症家族向け夜間公開セミナー開催のお知らせ掲載 （よこはま企業健康マガジン） 「こころのセルフケア」啓発動画 YouTube 広告（5月～6月）
10月	世界メンタルヘルスデー シルバー&グリーンライトアップ 「こころのセルフケアを考えるブックリスト」を掲載（市ホームページ） 「こころのセルフケア」啓発動画 YouTube 広告
11月	アルコール関連問題啓発週間に関する記事 （よこはま企業健康マガジン）
2月	「こころのセルフケア」啓発動画 YouTube 広告
3月	こころの健康に関する記事「モヤモヤした気持ちを抱えたら」 （よこはま企業健康マガジン）

5 調査研究・学会発表

(1) 学会発表等

学会名	発表内容	発表者
2023 年度アルコール・薬物依存関連学会合同学術総会	薬物使用のある人に対する依存症専門医療機関の医療従事者のスティグマ的態度と、影響を与える要因	片山、杉浦、小西、白川
令和 5 年度都道府県等依存症専門医療機関/相談員等合同全国会議	薬物依存症者に対する地域支援体制の実態	片山
第 59 回全国精神保健福祉センター研究協議会	横浜市の依存症対策の取組について ～地域支援計画策定から支援者向けガイドラインの作成～	坪田ほか
	横浜市における措置入院者退院後支援事業の現状の考察	伊藤ほか

(2) 執筆

書名・発表誌名	内容	執筆者
PCN Reports	Factors influencing stigma among healthcare professionals towards people who use illicit drugs in Japan:A quantitative study	片山、杉浦、小西、白川
Neuropsychopharmacology Reports	Stigmatized attitudes of medical staff toward people who use drugs and their determinants in Japanese medical facilities specialized in addiction treatment	片山、杉浦、小西、白川

6 精神医療審査会の審査に関する業務

(1) 精神医療審査会の開催

ア 合議体

医療委員 3 名、法律家委員 1 名及び有識者委員 1 名で構成する合議体を 4 組編成し、審査会を毎月第 1～4 木曜日に開催しました。

イ 全体会

各合議体で共通する運営上の課題について議論するための全体会を開催しました。

日時：令和 5 年 8 月 31 日（木）

議事：横浜市精神医療審査会の運営概要について

精神保健福祉法改正について

令和 6 年度以降の合議体の開催方法について

退院等の請求に関する事項について

参加者：医療委員 10 名、法律家委員 4 名、有識者委員 4 名

(2) 審査結果

ア 書類審査

精神科病院から提出された定期の報告等について、入院の要否を審査しました。
(件)

	審査	審査結果		
		適当	移行	不要
医療保護入院者の入院届	4,804	4,804	0	0
医療保護入院者の定期病状報告	1,650	1,650	0	0
措置入院者の定期病状報告	8	7	1	0
計	6,462	6,461	1	0

イ 退院または処遇改善請求審査

委員が病院に出向き、請求者、病院管理者、入院患者及び保護者に対し意見を聴き、入院の要否または処遇の適否について審査しました。

(件)

	請求	審査	審査結果	
			適当	不適當
退院請求	230	104	97	7
処遇改善請求	55	27	26	1
計	285	131	123	8

7 自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳

(1) 意見聴取の実施

センター長が判断するにあたり、外部精神保健指定医 6 名を嘱託医師として委嘱し、毎月 2 回、計 24 回意見聴取を実施しました。

(2) 自立支援医療（精神通院医療）の認定

申請書に添えられた診断書に基づき、自立支援医療（精神通院医療）の適否を認定しました。

(件)

認定件数 ※	認定結果
39,597	39,575 (承認)

※「認定件数」：申請件数のうち、医師の診断書が添えられた件数

(3) 精神障害者保健福祉手帳の判定

申請書に添えられた診断書に基づき、手帳交付の可否及び障害等級を判定しました。

(件)

申請件数	判定件数 ※	判定結果	
28,325	17,981	【 1 級 】	1,512
		【 2 級 】	8,238
		【 3 級 】	8,164
		【 不承認 】	67

※「判定件数」：申請件数のうち、医師の診断書が添えられた件数

8 自殺対策事業

「横浜市自殺対策計画」に基づき、事業を実施しました。

また、自死遺族の集い「そよ風」は、令和4年度よりプログラムの内容を変更し、月ごとに講座会と集いを交互に実施しています。自殺対策強化月間では、県の自殺対策カラーである緑のライトアップや、交通広告、サイネージを活用した啓発を実施しました。

(1) 会議等

ア 自殺対策ネットワーク協議会

本市の自殺対策に関する情報交換並びに関係機関の連携及び協力の推進を目的に、外部委員と庁内委員で構成する懇談会であり、かながわ自殺対策会議の地域部会として位置付けて、開催しました。

イ 自殺対策庁内連絡会議

総合的な自殺対策の推進のための庁内連携会議として、自殺の現状や自殺対策の認識の共有を図るほか、自殺対策計画に基づき、関係各課の取組状況の確認などを行いました。

ウ かながわ自殺対策会議

神奈川県内の様々な分野の関係機関・団体による多角的な検討と自殺対策の総合的な推進を図るため、四県市が事務局となり開催しています。

【実績】2回開催

エ その他

(ア) 九都県市自殺対策キャンペーン連絡調整会議

九都県市が共同でキャンペーンを実施するための調整会議です。「気づいてください！体と心の限界サイン」の標語は、九都県市の統一標語として、各リーフレットやポスター等に使用しています。

【実績】1回開催

(イ) 栄区セーフコミュニティ

栄区では、「致命的な事故やけがは、その原因を究明することで予防できる」という考えに基づき、地域ぐるみで予防活動を展開するまちとして、セーフコミュニティの認証を受け取組を実施してきており、自殺対策分科会として、年1～2回程度会議が開催されています。当センターは、オブザーバーとして参加しています。

【実績】1回開催（書面）

(2) 普及啓発

ア 9月・3月の強化月間における取組

(ア) 横浜駅キャンペーン

横浜駅六社局に、世界自殺予防デー及び自殺予防週間に合わせて駅構内でのポスター掲出、構内アナウンス等の実施の協力依頼を行いました。また、六社

局合同のゲートキーパー研修を実施しました。(9月)

(イ) 特別相談会

自殺対策強化月間の相談支援事業の集中的実施の一環として、市民相談室で多重債務とこころの健康相談を主とした、法律とこころの合同相談会(対面相談)を3日間実施しました。(9月)

(ウ) サイネージ広告・交通広告

サイネージ広告を、市庁舎、市営バス、市営地下鉄など市民の目につきやすい場所へ掲出しました。(9月・3月)

(エ) ライトアップ

市庁舎、神奈川県庁、横浜税関、女神橋、鶴見つばさ橋、コスモクロック 21、横浜ハンマーヘッド、横浜ハンマーヘッドクレーンを県と共催で、県の自殺対策カラーである緑色にライトアップし啓発を実施しました。(9月)

(オ) 名札ロゴ着用

全区局職員名札に「みんなでゲートキーパー宣言」のロゴを着用しました。(9月・3月)

(カ) SNS (X) (旧ツイッター) を活用した啓発メッセージの発信

SNS を活用して、DeNA アスレティックスエリートに所属している2名のアスリートから(①中学生・高校生に向けてセルフケア、自分を大切にすることについて②自殺予防、ゲートキーパーについて)メッセージ動画を発信しました。また、発信したメッセージを18区でフォローしました。

(キ) FM ヨコハマ 「YOKOHAMA Mychoice!」放送

FM ヨコハマ 「YOKOHAMA My choice!」で、9月の自殺対策強化月間にちなみ、横浜市の自殺対策とゲートキーパーの役割について放送しました。

イ その他の取組

(ア) サイネージ広告

みなとみらい線 新高島駅ホームドアビジョンで、自殺対策普及啓発動画を放映しました。(通年)

(イ) 神奈川新聞記事掲載

神奈川新聞の市民の広場欄に市民に向けて、夏休み明け前後にあるこども・若者に対して積極的な声かけを勧奨する内容とゲートキーパーについての記事を掲載しました。(8月)

(3) 未遂者再発防止事業

ア 救急救命センターにおける自殺未遂者再発防止事業(委託)

救命救急センターに搬送された自殺未遂者に対して、再企図を防ぐため、専門職員による集中的なフォローを行う事業を実施しました。また、未遂者再発防止を目的に、関係機関職員対象の実務者研修を行い、自殺予防を担う人材の養成を実施しました。

イ 自殺未遂者フォローアップ調査事業（委託）

二次救急医療機関に搬送された自殺未遂者に対して、再度の自殺企図を防ぐことを目的に、精神科診療所（以下「診療所」）による精神医学的介入、ケースマネジメント及び定期的なフォローアップを行いました。

ウ ハイリスク地対策（委託）

市内のハイリスク地において自殺未遂及びその疑いがある方に対し、関係各所の協力を得て、自殺を未然に防ぐことを目的に精神医学的介入を実施しました。

(4) インターネットを活用した相談事業

若年層の自殺の減少に向けて、若者の特性を踏まえ、インターネットを活用するとともに、自殺を考える人の心理特性を捉えた、市民がつながりやすい相談支援・情報提供を実施する体制を構築することを目的に委託により実施しました。新型コロナウイルス感染症の影響が、健康問題にとどまらず、経済・生活問題、さらには休業、失業等により自殺のリスクが高まる可能性があったことから、令和 2 年度以降、より専門相談へ繋がるよう取組を強化しています。

【実績】年間相談者数 486 名

(5) 遺族支援関係

ア 自死遺族ホットライン

「2 精神保健福祉相談」に掲載。

イ 自死遺族の集い「そよ風」

自死遺族支援の一環として、自死遺族のつどい「そよ風」を月 1 回（第 3 金曜日）開催しました。

【実績】12 回開催、延べ 89 人参加

ウ 神奈川県警察と連携した遺族への情報提供

警察が把握した自死遺族への相談先等の周知及び警察官への自殺対策への理解の促進を図ることを目的に、神奈川県警を通じて、リーフレットの配付を実施しました。

(6) 人材育成関係

ア 自殺対策基礎研修

市職員及び市内関係機関職員等を対象に、自殺対策の基礎を知り、日常業務に活かすための研修として実施しました。

イ 相談実践研修

「死にたい」という相談又は死をにおわせる相談者に対して、自殺のリスクをアセスメントした上で、他の相談機関等と連携し、相談対応することができる援助者を育成する目的で実施しました。

ウ かかりつけ医うつ病対応力向上研修

平成 20 年の厚生労働省通知「かかりつけ医うつ病対応力向上研修事業の実施について」の「かかりつけ医等心の健康対応力向上研修事業実施要綱」に基づき、

四州市が事務局となり、実施しています。

「こころといのちの地域医療支援事業（自殺対策）研修企画委員会」を7月に開催し、かかりつけ医研修は、四州市で10月～11月にかけて実施しました。

エ 学校出前講座

かながわ会議で共通実施している若年層対策として、学校において主に自殺予防を趣旨とした自殺対策に関する知識等の普及啓発を図るため、横浜市内の学校を対象に「自殺対策に関する学校出前講座」を実施しています。令和5年度は、5回実施しました。

(7) 統計関係

令和4年の横浜市の自殺の状況について、自殺統計（警察統計）データ、人口動態統計データの集計、解析を行い、会議や関係団体へ提供しました。

(8) その他

ア 横浜市自殺対策計画の進捗管理

横浜市自殺対策計画の推進のために、庁内の関連施策の担当課とともに、事業の評価及び次年度計画の確認を行いました。進捗状況のデータは、会議等へ提供しました。

イ 区局への事業実施支援

区局主催の普及啓発事業に際して、パネルやのぼり、リーフレット、デジタル教材等の貸出及び配布を行いました。また、メールを活用し、随時、区担当者への情報共有を進めました。

ウ 第2期横浜市自殺対策計画の策定

平成30年度に策定した「横浜市自殺対策計画」を見直し、本市の過去の取組みの成果や課題を踏まえながら、国の新しい制度の動向や、新型コロナウイルス感染症等により顕在化した心理的・社会的な課題を考慮に入れ、更なる自殺対策の推進を図ることを目的として、「第2期横浜市自殺対策計画」を策定することとしました。

9 依存症対策事業

これまで取り組んできた個別相談、家族教室、本人向け集団回復プログラムなどに加え、行政、医療、保健・福祉、司法などの関係機関と顔の見える関係づくりを進めながら、地域の依存症対策に関する情報や課題の共有を図る場として横浜市依存症関連機関連携会議を開催しました。

また、横浜市内で依存症及び関連課題に携わる支援者向けガイドライン「入門・イチから学ぶ依存症支援」の第2版を作成しました。

(1) 依存症家族教室（アルコール、薬物、ギャンブル等）

当センターへの個別相談を通じて依存症家族教室への参加を希望した家族を対象に、家族自身が依存症について正しく理解し、どのように依存症問題等を抱える本人と関わっていけばよいのかを考える場として、家族教室を実施しました。

ア 実績

日程	内容	講師
4月28日	ギャンブル等依存症 家族の体験談から関わり方を学ぶ	全国ギャンブル依存症家族の会神奈川 メンバー
5月29日	【夜間セミナー】 ギャンブル等依存症専門医療機関での治療と家族の回復	北里大学医学部精神科学助教授 精神科医師 朝倉 崇文氏 NFCRノンファミリーカウンセリングルーム カウンセラー 佐藤 しのぶ氏
6月23日	アルコール依存症 家族の体験談から関わり方を学ぶ	横浜断酒新生会 家族会メンバー
7月28日	薬物依存症 家族の体験談から関わり方を学ぶ	横浜ひまわり家族会 理事長 岡田 三男氏
8月1日	【セミナー】 処方薬・市販薬依存の理解と対応 ～若年者が抱えるもの～	神奈川県立精神医療センター コ・メディカル部長 依存症診察科医師 青山 久美 氏
9月22日	第1回クラフト勉強会（※）	Recovering Minds 代表理事 水澤 寧子氏 横浜ひまわり家族会 メンバー
10月27日	第2回クラフト勉強会（※）	Recovering Minds 代表理事 水澤 寧子氏 横浜断酒新生会 家族会メンバー
11月24日	【夜間セミナー】 家族のお酒の問題が心配なあなたへ	久里浜医療センター精神科医長 精神科医師 湯本 洋介 氏
12月22日	第3回クラフト勉強会（※）	Recovering Minds 代表理事 水澤 寧子氏 全国ギャンブル依存症家族の会神奈川 メンバー
令和6年 1月26日	第4回クラフト勉強会（※）	Recovering Minds 代表理事 水澤 寧子氏 横浜リカバリーコミュニティ ナラン 直子氏
2月16日	ギャンブル依存症者の家族等による 自助グループからのメッセージ	ギャマノン メンバー
3月22日	暴力や虐待などの問題や回復までの 変化について	原宿カウンセリングセンター 公認心理師 高橋 郁絵 氏

※クラフト（CRAFT）とは、家族などを対象にした、依存症者への関わり方や治療を勧める方法などを、テキストブックを用いて学ぶプログラムです。

イ 依存対象別参加者数 表9-1 参照

(2) 依存症回復プログラムの実施

回復プログラムへの導入が適当と判断した依存症者を対象に、依存症に対して有効とされている薬物依存症向け回復プログラムである「SMARPP」をベースとして、アルコール、薬物、ギャンブル等依存症なども含めた様々な分野の依存症に対応するよう発展させた本市プログラム『WAI-Y』を実施しました。

ア 実施方法、内容、開催期間

テキストを用いて1クール8回（各回2時間）を、2クール実施しました。プログラム参加継続や自己中断に対する予防的支援、プログラム終了後の社会資源へのつなぎ強化を目的として、毎回当事者スタッフを導入しています。プログラムの進行等への協力や、先行く仲間としてのメッセージを届けてもらいました。

実施回	内容	アドバイザー及び実施期間
第1回	依存の影響 依存症の7つの特徴	【アドバイザー】 矢田の丘相談室 田中 剛 氏 【当事者スタッフ】 下記一覧表参照 【実施期間】 ・第1クール 6月7日～9月20日 ・第2クール 11月1日～令和6年2月21日 隔週水曜日に実施
第2回	回復への道のり	
第3回	引き金と渴望 リスクへの対処法	
第4回	私のまわりにある引き金 私の中にある引き金	
第5回	危険な状況(H. A. L. T)	
第6回	スリップを防ぐには	
第7回	スリップの正当化	
第8回	強くなるより賢くなろう	

	第1クール	第2クール
第1回	寿アルク グループホーム本牧荘 施設長 栗花 岩人 氏	GA横浜リバーサイドグループ GAメンバー
第2回		
第3回	HOPE 代表取締役 栗栖 次郎 氏	RDP横浜 マネージャー 久保井 尚美 氏
第4回		
第5回	デイケアセンターぬじゅみ 施設長 金山 歌代 氏	ダルクウィリングハウス 代表 小宮 勤 氏
第6回		
第7回	AA横浜地区メッセージ委員会 AAメンバー	ブルースター横浜 マネージャー 則井 愛 氏
第8回		

イ 対象別参加者数 表9-2参照

(3) 人材育成

依存症でお悩みの本人や家族等の相談や支援にあたる地域の支援者を対象に、研修を実施しました。

(4) 普及啓発

依存症に関する正しい知識を広め、偏見・差別を解消するために啓発活動を行いました。また、本人や家族等が早期に適切な治療・支援を受け、安心した生活を送ることができるよう情報提供を行いました。厚生労働省の定める啓発週間に合わせて、交通機関での広告掲載、市民向けセミナー開催、リーフレット作成などを実施しました。

ア ギャンブル等依存症問題啓発週間における啓発

ギャンブル等依存症対策基本法では、5月14日～20日をギャンブル等依存症問題啓発週間と定めています。これに伴い、市民に向けたギャンブル等依存症への相談勧奨や啓発を実施しました。

(ア) 家族向け夜間セミナー

ギャンブル等依存症についての知識を広め、市内の相談窓口や社会資源についての情報を提供しました。特に日中の時間帯に参加が難しい家族にフォーカスし夜間セミナーとして実施しました。

(イ) 公共交通機関での動画広告

ギャンブル等依存症の相談勧奨に関する啓発動画を、相鉄線及び横浜市営地下鉄の車内、みなとみらい線馬車道駅及び元町・中華街駅ホームドアビジョンに掲載しました。

掲載期間：令和5年5月8日～5月21日

(ウ) 広報よこはまへの記事掲載

広報よこはま5月号に、ギャンブル等依存症や依存症セルフチェック、家族向け夜間セミナー案内の記事を掲載しました。

(エ) 本市ソーシャルメディアを活用した情報発信

横浜市公式LINE（はまインフォ）より、夜間セミナーの案内を発信しました。

イ アルコール関連問題啓発週間における啓発

アルコール健康障害対策基本法では、11月10日～11月16日をアルコール関連問題啓発週間と定めています。これに伴い、市民へのアルコール依存症への相談勧奨や啓発を実施しました。

(ア) 家族向け夜間セミナー

アルコール依存症についての知識を広め、市内の相談窓口や社会資源についての情報を提供しました。

(イ) 公共交通広告での動画広告

アルコール依存症の相談勧奨に関する動画を、相鉄線、神奈川中央交通バス、横浜市営地下鉄、横浜市営バスの車内、横浜駅みなみ通路デジタルサイネージに掲載しました。

掲載期間：令和5年11月1日～11月30日

(相鉄線11月6日～11月12日、横浜駅みなみ通路11月13日～11月19日)

(ウ) 本市ソーシャルメディアを活用した情報発信

横浜市公式X(旧ツイッター)とLINEより、夜間セミナーの案内を発信しました。

(5) インターネットを活用した相談事業

従来から行っている電話や来所による相談へのハードルが高い人（時間、場所、抵抗感など）に向けて、インターネットを活用して、市民がつながりやすい相談支援・情報提供を実施する体制を構築することを目的に、委託によりインターネット相談を実施しました。

【実績】インターネット相談件数 116件

(6) 横浜市精神保健福祉審議会依存症対策検討部会の開催

本市の依存症対策について、有識者からの意見を受け検討を進めるために、依存症対策検討部会を2回開催しました。依存症対策の推進に向け、課題や取組内容を検討しました。

【実績】

第1回：令和5年7月11日（火） 第2回：令和6年3月1日（金）

(7) 横浜市依存症関連機関連携会議の開催

令和2年度より、依存症対策事業の連携強化への取組の一つとして、全体会、依存対象別、テーマ別、事例検討会など、テーマに合わせて開催形態を工夫しながら依存症関連機関連携会議（以下、連携会議）を開催しています。令和5年度は、全体会及び依存対象別（物質依存・行動依存）で開催し、情報共有や意見交換を行いました。

ア 開催内容

実施回	種別	日程	開催方法	テーマ
第1回	全体会	8月29日	集合形式及びWEB形式の併用	横浜市依存症関連機関連携会議の活動計画等について
第2回	テーマ別	1月30日	集合形式及びWEB形式の併用	行動依存を抱えている人への支援やつなぎ先等を考える
第3回	テーマ別	1月31日	集合形式及びWEB形式の併用	物質依存を抱えている人への支援やつなぎ先等を考える

(8) 団体支援

地域における依存症の支援体制を構築するため、民間支援団体（自助グループ等を含む）が実施するセミナーや市民向けフォーラムなどの開催支援、会場内での当センター作成の啓発用リーフレット配布を行うなどの団体支援を行いました。また依存症に関する問題の改善に取り組む民間団体の活動に対して支援する、横浜市依存症関連問題に取り組む民間団体活動支援事業補助金を7団体12事業に交付しました。

(9) 関連機関主催会議等への参加

【実績等】

主催	名称	開催日
地方独立行政法人神奈川県立病院機構神奈川県立精神医療センター	依存症治療拠点機関等連携会議（WEB開催）	6月20日
茨城県立精神保健福祉センター	第58回全国精神保健福祉センター研究協議会 ※一般演題：依存症対策での演題座長及び発表	10月30日
厚生労働省医薬・生活衛生局 監視指導・麻薬対策課	薬物中毒対策連絡会議（集合開催）	11月1日
独立行政法人国立病院機構 久里浜医療センター	都道府県等依存症専門医療機関・相談員等合同 全国会議（集合及びWEB開催） ※グループワークファシリテーター	2月9日

法務省横浜保護観察所	令和5年度薬物依存のある保護観察対象者等に対する地域支援連絡協議会（集合開催）	2月20日
神奈川県精神保健福祉センター	神奈川県及び政令市依存症相談拠点機関連携会議（WEB開催）	2月28日
国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所	VBP参加精神保健福祉保健センター情報交換会（オンライン開催） 厚生労働省科学研究費補助金事業 松本班・嶋根班合同研究成果報告会（オンライン開催）	6月4日 3月15日

依存症対策（本市ホームページ）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/kokoro/izonsho/>

表 9 - 1

依存症家族教室参加者数

	実人数	延人数
アルコール	47	66
薬物	76	85
ギャンブル	42	61
ネット・ゲーム	3	8
その他	3	4
合計	171	224

表 9 - 2

WAI-Y参加者数

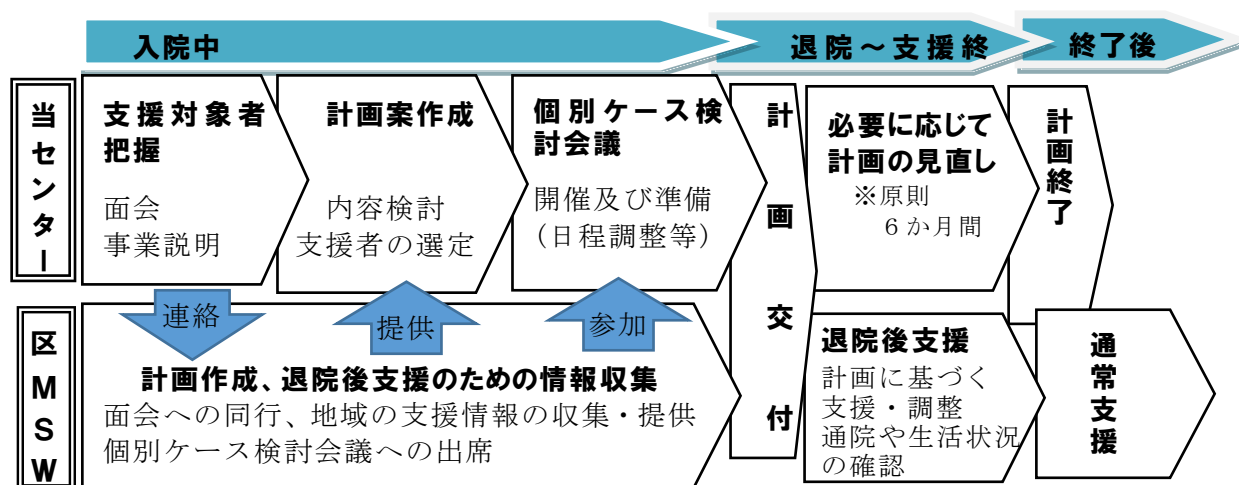
	実人数	延人数
アルコール	4	17
薬物	1	1
ギャンブル	5	21
ネット・ゲーム	0	0
その他	1	3
合計	11	42

10 措置入院者退院後支援事業

横浜市では、措置入院をした方が退院後、地域で安定した生活を送ることができるよう、ご本人の同意をもとに退院後支援計画を作成し支援をしてきました。しかし、計画作成に同意しない方のうち、支援につながりにくく地域で安定した生活を送ることが難しい場合もあることが課題でした。令和5年度は、計画作成に同意をしなかった方への具体的なアプローチについて検討しました。

(1) 事業の概要

- ・措置入院者が退院後に医療を継続し安定した生活を送るための「退院後支援計画」を作成し、必要に応じた計画の見直し、再作成、決定、交付を計画期間終了まで行います。
- ・計画作成はこころの健康相談センター（以下、当センター）が、支援は各区福祉保健センター医療ソーシャルワーカー（以下、区MSW）が中心となり対応します。
- ・措置入院者に支援について説明し、計画作成申込みと支援に関する情報共有の同意を得ます。
- ・当センターが開催する「計画作成のための会議（以下、個別ケース検討会議）」において、本人、家族等、支援者間で「退院後支援計画」の内容を検討・確認・共有します。



退院へ向けた必要な支援の実施

(2) 経過

平成 28 年秋	措置入院者の退院後支援について本市ガイドラインの検討を開始。
平成 28 年 12 月	国の措置制度検証チームの検証結果に基づき、本市ガイドラインの検討を継続。
平成 29 年 4 月	本市ガイドラインを制定。 4 区市間での情報の引継ぎについて取扱いを制定。
平成 29 年 5 月	ガイドラインをもとに試行開始し、協力病院を順次拡大。
平成 30 年 3 月	現行法下での国ガイドラインが通知され、本市ガイドラインを改定。
平成 30 年 4 月	本市事業を継続。
令和 2 年	県外帰住者情報引継ぎのモデル実施
令和 3 年	県外帰住者情報引継ぎの事業開始

※ 4 区市…本市、神奈川県、川崎市、相模原市

(3) 計画の内容

- ・ 計画には、支援担当機関、本人のニーズ、支援内容等が記載されます。
- ・ 計画の意義
 - 支援対象者が支援情報を把握する → 相談先・受けられる支援の明確化
 - 支援者間で支援情報を共有する → 必要な支援を継続的かつ確実に受けられるようにすること
 - 支援期間 → 支援対象者が支援につながる事ができたかを確認する期間
- ・ 退院後支援期間終了後も、地域の中で必要な支援は継続されます。

(4) 実績（令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月末：実数）

ア 作成申込

年度中に計画作成の意向確認をできた件数	計画作成申込有	計画作成申込無	申込率
	139	96	

イ 計画作成

年度中に計画作成した件数
93

11 こころの健康づくり推進事業

「こころのセルフケア」の動画を駅やYouTube広告として流した他、よこはま企業健康マガジンへの寄稿等、こころの健康についての情報発信を行いました。新たにメンタルヘルス啓発動画、ストレスについてのリーフレット、横浜市中心図書館と共同でブックリストを作成しました。また、心のサポーター養成研修（国モデル事業）を神奈川県、川崎市、相模原市と共催で開催しました。

こころの電話相談では、区役所が閉庁している夜間や休日に市民からの相談を受けました。

(1) こころの電話相談連絡会

本市内でこころの健康に関する電話相談を実施している関係機関を対象に、連携・情報交換を目的として、こころの電話相談関係機関連絡会を開催しました。

【実施日】10月6日

【参加者】13人

【実施内容】「傾聴を超える電話相談対応」をテーマに、参加機関と意見交換を行いました。

(2) 災害時こころのケアに関する事業

災害・事件・事故等の発生時に支援者に広く活用してもらうことを目的とした「こころのケアハンドブック（令和2年度改定）」の普及啓発を目的として、チラシを作成しました。9月に開催された横浜防災フェアにチラシを配架しました。昨年度から継続して市民向けに「災害・事件・事故時におけるこころのケア」動画を市YouTubeに掲載し、普及啓発を実施しました。

12 その他

(1) 精神障害者入院医療援護金の助成

同一病院に月に20日以上「任意入院」又は「医療保護入院」をし、入院患者及びその入院患者と同一の世帯に属する世帯員全員の市民税所得割額を合算した額が一定額以下である等、所定の助成要件を満たす者に対して、1か月あたり1万円を助成しました。

対象人員	助成延べ件数
2,399人	15,762件

資料編

	ページ
1 横浜市こころの健康相談センター条例	40
2 横浜市こころの健康相談センター規則	41
3 精神保健福祉センター運営要領（厚生省保健医療局長通知）	45
4 調査・研究	
【2023 年度アルコール・薬物依存関連学会合同学術総会】	48
・薬物使用のある人に対する依存症専門医療機関の医療従事者のスティグマ的態度 と影響を与える要因	
【令和 5 年度都道府県等依存症専門医療機関 /	
相談員等合同全国会議】	52
・薬物依存症者に対する地域支援体制の実態	
【第 59 回全国精神保健福祉センター研究協議会】	56
・横浜市の依存症対策の取り組みについて ～地域支援計画策定から支援者向けガイドラインの作成～	
・横浜市における措置入院者退院後支援事業の現状の考察	58

1 横浜市こころの健康相談センター条例

平成 14 年 3 月 18 日 条例第 18 号

横浜市こころの健康相談センター条例をここに公布する。

横浜市こころの健康相談センター条例

(設置)

第 1 条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 6 条第 1 項に規定する精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るための機関として、横浜市こころの健康相談センター(以下「センター」という。)を横浜市中区に設置する。

(平 19 条例 8・平 24 条例 39・一部改正)

(業務)

第 2 条 センターは、法第 6 条第 2 項に定める業務のほか、市長が必要と認める業務を行う。

(職員)

第 3 条 センターに、センター長その他必要な職員を置く。

(委任)

第 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 2 月条例第 8 号)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 6 月条例第 39 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成 24 年 6 月規則第 66 号により同年 7 月 2 日から施行)

2 横浜市こころの健康相談センター規則

平成14年4月1日

規則第34号

直近改正 令和5年4月1日規則第21号

横浜市こころの健康相談センター規則をここに公布する。

横浜市こころの健康相談センター規則

(趣旨)

第1条 横浜市こころの健康相談センター（以下「センター」という。）の事務分掌については、この規則の定めるところによる。

(事務分掌)

第2条 センターの事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に係る知識の普及及び調査研究に関すること。
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に係る相談に関すること。
- (3) 横浜市精神医療審査会に関すること。
- (4) 精神障害者の措置入院に要する費用の公費負担及び自立支援医療費（通院医療に係るものに限る。）に関すること。
- (5) 精神障害者保健福祉手帳に関すること。
- (6) 自殺対策に関すること。
- (7) 地域自殺対策推進センターに関すること。
- (8) 依存症対策に関すること。
- (9) 依存症相談拠点に関すること。
- (10) 精神障害者入院医療援護金に関すること。

(平19規則37・平21規則39・平26規則28・平27規則38・平30規則22・令2規則34・一部改正)

(係の設置)

第3条 センターに、相談援助係を置く。

(職員)

第4条 センターにセンター長、係に係長その他の職員を置く。

2 前項に定めるものを除くほか、必要により、センターに担当課長、課長補佐、担当

係長、専任職及びキャリアスタッフを置くことができる。

(平15規則59・平18規則84・平19規則37・令5規則21・一部改正)

(職務)

第5条 センター長及び担当課長は、健康福祉局障害福祉保健部長の命を受け、センターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 課長補佐、係長、担当係長、専任職及びキャリアスタッフは、それぞれ上司の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 センター長に事故があるとき、又はセンター長が欠けたときは、主管の上席者がその職務を代理する。

(平18規則84・令2規則34・令5規則21・一部改正)

(専決等)

第6条 センター長は、センターに係る次の事項を専決することができる。

(1) 申請、報告、届出、通知、照会、回答等に関すること。

(2) 職員（センター長を含む。以下同じ。）の軽易な職務に専念する義務の免除に関すること。

(3) 職員の日帰りの市外出張に関すること。

(4) 職員の市内出張に関すること。

(5) 職員の休暇その他の願届出を要するもの（欠勤を除く。）の処理及び勤務命令に関すること。

(6) 1件200,000円未満の物品の購入又は修理（改造等を含む。）の決定に関すること。

(7) 物品の出納通知に関すること。

(8) その他前各号に準ずる事項に関すること。

2 センター長は、非常災害その他の場合において緊急の必要があるときは、前項の規定にかかわらず、適宜必要な措置をとることができる。この場合において、センター長は、必要な措置をとったときは、遅滞なく、その旨を上司に報告しなければならない。

3 前2項に規定するもののほか、決裁処理に関し必要な事項は、横浜市事務決裁規程（昭和47年8月達第29号）の例による。

(平19規則37・全改・令和4年規則20・一部改正)

(報告)

第7条 センター長は、毎月前月中における業務実績を健康福祉局障害福祉保健部長に報告しなければならない。

2 センター長は、必要と認めた事項については、その都度健康福祉局障害福祉保健部長に報告しなければならない。

(平18規則84・令2規則34・一部改正)

(準用)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、横浜市事務分掌規則(昭和27年10月横浜市規則第68号)その他市に関する諸規程の例による。

(平19規則37・一部改正)

(委任)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

(平18規則84・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年4月規則第59号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

4 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則(平成18年3月規則第84号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

5 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則(平成19年3月規則第37号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

6 この規則の施行の際現に決裁処理の過程ある事案の処理については、なお従前の例

による。

附 則（平成21年 3 月規則第39号） 抄
（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 5 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則（平成26年 3 月規則第28号） 抄
（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 3 月規則第38号） 抄
（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 4 前項に定めるもののほか、この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則（平成30年 3 月規則第22号）

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月規則第34号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
（施行期日）

- 1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則(令和 5 年 3 月規則第 21 号) 抄
（施行期日）

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 3 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

3 精神保健福祉センター運営要領

健医発第 57号 平成8年1月19日
厚生省保健医療局長通知

最終改正

障発 0426 第6号 平成25年4月26日

精神保健福祉センター(以下「センター」という。)は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「法」という。)第6条に規定されているとおり、精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及を図り、調査研究を行い、並びに相談及び指導のうち複雑困難なものを行うとともに、精神医療審査会の事務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第53条第1項及び法第45条第1項の申請に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行う施設であって、次により都道府県(指定都市を含む。以下同じ。)における精神保健及び精神障害者の福祉に関する総合的技術センターとして、地域精神保健福祉活動推進の中核となる機能を備えなければならない。

1 センターの目標

センターの目標は、地域住民の精神的健康の保持増進、精神障害の予防、適切な精神医療の推進から、社会復帰の促進、自立と社会経済活動への参加の促進のための援助に至るまで、広範囲にわたっている。

この目標を達成するためには、保健所及び市町村が行う精神保健福祉業務が効果的に展開されるよう、積極的に技術指導及び技術援助を行うほか、その他の医療、福祉、労働、教育、産業等の精神保健福祉関係諸機関(以下「関係諸機関」という。)と緊密に連携を図ることが必要である。

2 センターの組織

センターの組織は、原則として総務部門、地域精神保健福祉部門、教育研修部門、調査研究部門、精神保健福祉相談部門、精神医療審査会事務部門及び自立支援医療(精神通院医療)・精神障害者保健福祉手帳判定部門等をもって構成する。

職員の構成については、所長のほか、次の職員を擁することとするが、業務に支障がないときは、職務の共通するものについて他の相談機関等と兼務することも差し支えないこと。

なお、ここで示す職員の構成は、標準的な考え方を示すものである。

医師(精神科の診療に十分な経験を有する者であること。)

精神科保健福祉士

臨床心理技術者

保健師

看護師

作業療法士

その他センターの業務を行うために必要な職員

また、その職員のうち精神保健福祉相談員の職を置くよう努めるとともに、所長には、精神保健福祉に造詣の深い医師を充てることが望ましいこと。

3 センターの業務

センターの業務は、企画立案、技術指導及び技術援助、人材育成、普及啓発、調査研究、資料の収集、分析及び提供、精神保健福祉相談、組織の育成、精神医療審査会の審査に関する事務並びに自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の判定などに大別されるが、それらは極めて密接な関係にあり、これらの業務の総合的な推進によって地域精神保健福祉活動の実践が行われなければならない。

(1) 企画立案

地域精神保健福祉を推進するため、都道府県精神保健福祉主管部局及び関係諸機関に対し、専門的立場から、社会復帰の推進方策や、地域における精神保健福祉施策の計画的推進に関する事項等を含め、精神保健福祉に関する提案、意見具申等をする。

(2) 技術指導及び技術援助

地域精神保健福祉活動を推進するため、保健所、市町村及び関係諸機関に対し、専門的立場から、積極的な技術指導及び技術援助を行う。

(3) 人材育成

保健所、市町村、福祉事務所、障害者総合支援法に規定する障害福祉サービスを行う事業所等その他関係機関等で精神保健福祉業務に従事する職員等に、専門的研修等の教育研修を行い、人材の育成技術的水準の向上を図る。

(4) 普及啓発

都道府県規模で一般住民に対し精神保健福祉の知識、精神障害についての正しい知識、精神障害者の権利擁護等について普及啓発を行うとともに、保健所及び市町村が行う普及啓発活動に対して専門的立場から協力、指導及び援助を行う。

(5) 調査研究

地域精神保健福祉活動の推進並びに精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進等についての調査研究をするとともに、必要な統計及び資料を収集整備し、都道府県、保健所、市町村等が行う精神保健福祉活動が効果的に展開できるよう資料を提供する。

(6) 精神保健福祉相談

センターは、精神保健及び精神障害者福祉に関する相談及び指導のうち、複雑又は困難なものを行う。心の健康相談から、精神医療に係る相談、社会復帰相談をはじめ、アルコール、薬物、思春期、認知症等の特定相談を含め、精神保健福祉全般の相談を実施する。センターは、これらの事例についての相談指導を行うためには、総合的技術センターとしての立場から適切な対応を行うとともに、必要に応じて関係諸機関の協力を求めるものとする。

(7) 組織育成

地域精神保健福祉の向上を図るためには、地域住民による組織的活動が必要である。このため、センターは、家族会、患者会、社会復帰事業団体など都道府県単位の組織の育成に努めるとともに、保健所、市町村並びに地区単位での組織の活動に協力する。

(8) 精神医療審査会の審査に関する事務

精神医療審査会の開催事務及び審査遂行上必要な調査その他当該審査会の審査に関する事務を行うものとする。

また、法第 38 条の 4 の規定による請求等の受付についても、精神保健福祉センターにおいて行うなど審査の客観性、独立性を確保できる体制を整えるものとする。

(9) 自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の判定

センターは、法第 45 条第 1 項の規定による精神障害者保健福祉手帳の申請に対する判定

業務及び障害者総合支援法第 52 条第 1 項の規定による自立支援医療（精神通院医療）の支給認定を行うものとする。

4 その他

- (1) センターは、診療機能や、デイケア、障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス等のリハビリテーション機能をもつことが望ましい。診療機能及びリハビリテーション機能をもつことが望ましい。診療機能及びリハビリテーション機能をもつに際しては、精神医療審査会事務並びに自立支援医療（精神通院医療）費公費負担及び精神障害者保健福祉手帳の判定を行うことから、その判定等が公正に行われるよう、透明性及び公平性の確保に配慮する必要がある。
- (2) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成 15 年法律第 110 号）による地域社会における処遇については、保護観察所長が定める処遇の実施計画に基づき、地域精神保健福祉業務の一環として実施されるものであり、センターにおいても保護観察所等関係機関相互の連携により必要な対応を行うことが求められる。
- (3) その他、センターは、地域の実情に応じ、精神保健福祉の分野における技術的中枢として、必要な業務を行う。

4. 調査・研究

【2023年度 アルコール・薬物依存関連学会合同学術総会】

薬物使用のある人に対する依存症専門医療機関の医療従事者のスティグマ的態度と、影響を与える要因

薬物使用のある人に対する依存症専門医療機関の医療者のスティグマ的態度と、影響を与える要因

片山宗紀¹⁾²⁾, 藤城聡³⁾, 杉浦寛奈¹⁾, 小西潤¹⁾, 稲田健⁴⁾, 白川教人¹⁾, 松本俊彦²⁾

1) 横浜市こころの健康相談センター
2) 国立精神神経医療研究センター 精神保健研究所 薬物依存研究部
3) 愛知県精神保健福祉センター
4) 北里大学医学部精神科学

COI: 本研究は令和4年度厚生労働省依存症総合対策支援事業調査研究事業の一環として実施されました。そのほかに関与すべきCOIはありません

“

スティグマとは、ラベリング、ステレオタイプ、分断、社会的損失や差別が連続的に生じる現象であり、その現象は特権など集団間の力の不均衡によって支えられている (Link et al., 2001)

薬物使用に対するスティグマの例

ラベリング	否定的なイメージ	分断
「薬物使用者」とい うレッテル	「危険」「怖い」	「あの人たちと自分 たちは違う」

差別 → 社会的損失

ダルク建設反対運動	就労の機会・生活の 場所の制限
-----------	--------------------

支援者のスティグマは当事者の回復に大きな影響を与える

薬物の再使用

スティグマによる孤立

支援へのアクセス低下

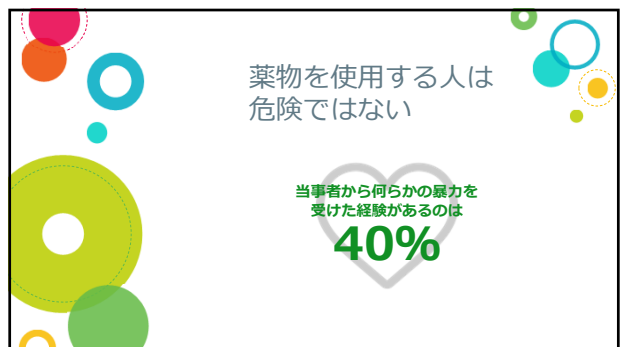
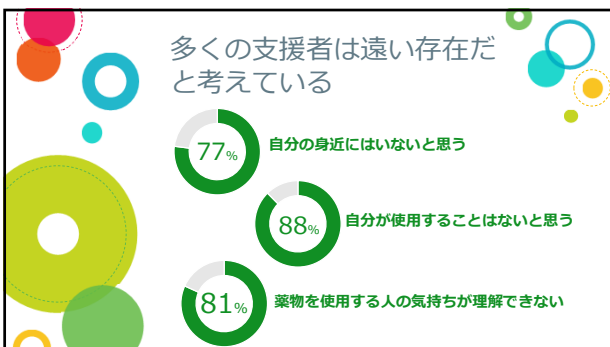
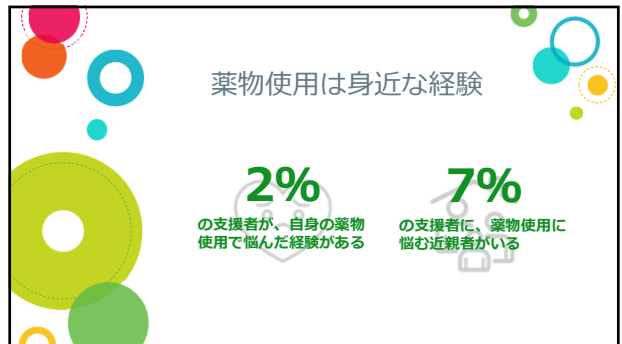
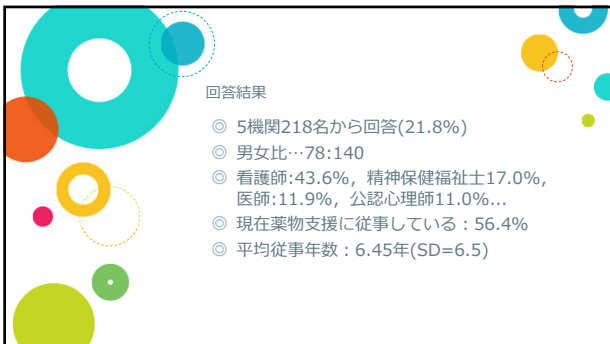
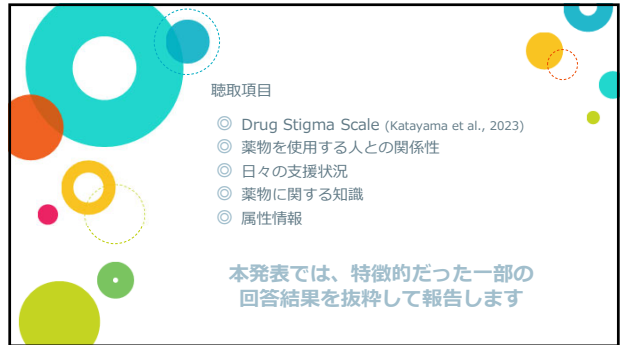
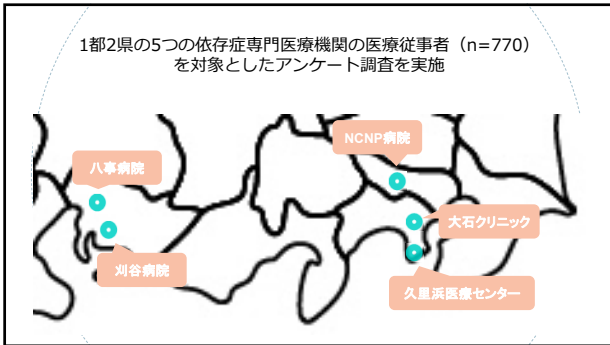
(Volkow, 2020)

目的1

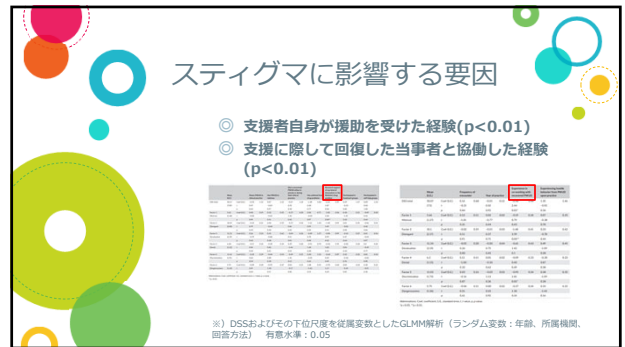
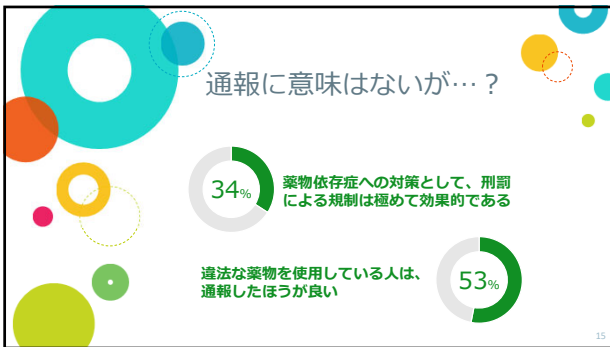
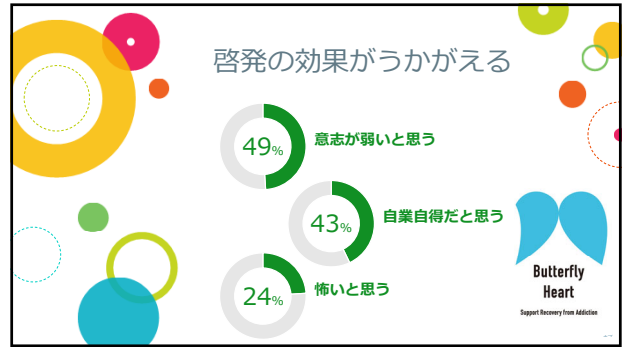
医療従事者は薬物を使用する人 (PWUD) に対してどのようなスティグマを有しているか？

目的2

医療従事者のPWUDに対するスティグマを左右する要因は？



薬物の人と関わるまでは、怖いと思っていたが、実際に話をするとお話しも上手で自身の状況について正直に話される方が多く驚いた



考察

PWUDに対するイメージの転換を
多くの支援者が抱く、PWUDは危険で、自分の身近にはおらず、いたらずくにわかるはずだ、というイメージは間違いない

ダメゼッタイからの見直しが必要
厚労省を中心とした「依存症は病気です」の啓発は一定の効果があるが、薬物使用が違法である事やダメゼッタイの影響は依然色濃く、非刑罰化・合法化など政策転換が必要

支援者を支える仕組みの整備を
当事者スタッフとの協働や、各機関の支援者に対するサポートはスティグマに大きく影響する(TIA)。安心して支援できる環境の整備が求められる

- ### 明日からできる事
- ◎ 地域の当事者と積極的に連携したり、支援機関での雇用を促す
 - ◎ 支援プログラムの計画と評価に積極的にユーザーの声を活用する
 - ◎ トラウマインフォームド・ケアやハームリダクションの導入
 - ◎ 偏見につながる言葉は使用しない
 - ◎ 現場の医療従事者の安心・安全に組織全体が配慮する

Stigmatized attitudes of medical staff toward people who use drugs and their administrators in Japanese medical facilities, specialized in addiction treatment

薬物を使用した人に対する医療従事者の意識・態度の調査

7% 2% 40%

薬物を使用した人に対する医療従事者の意識・態度の調査

詳細は論文・報告書をご覧ください！

トラウマと暴力に配慮したケア (TVIC) 翻訳プロジェクト

公平性を確保するヘルスケアの国際的な実践ガイドラインの翻訳プロジェクト

トラウマと暴力に配慮したケア (TVIC) 翻訳プロジェクト

代わり・トラウマの予防、軽減、軽減

トラウマと暴力に配慮したケア (TVIC) 翻訳プロジェクト

Trauma and Violence-Informed Careの翻訳プロジェクトも進行中です

謝辞

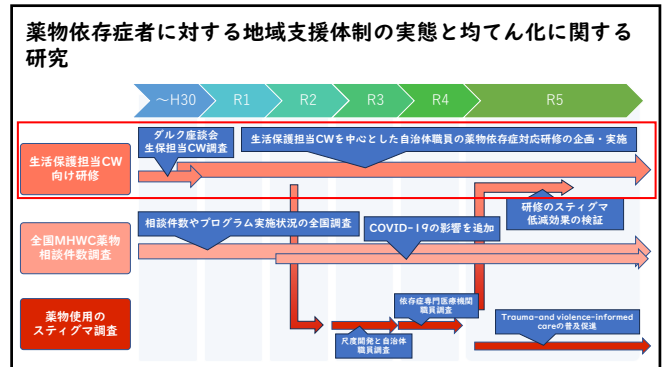
- ◎ 調査のアンケート回答にご協力いただいた皆様
- ◎ 沖田恭治先生、横野給里子先生、船田大輔先生、今村扶美先生、上野昭子様、五十嵐もも様 (NCNP病院)
- ◎ 大石雅之先生、菅野真由香様 (大石クリニック)
- ◎ 松下幸生先生 (久里浜医療センター)
- ◎ 奥田正英先生、和田萌樹様 (八事病院)
- ◎ 菅沼直樹先生、小島伴子様 (刈谷病院)

に心よりお礼申し上げます。

薬物依存症者に対する地域支援体制の実態

「薬物依存症者に対する地域支援体制の実態と均てん化に関する研究」報告

藤城 聡 (愛知県精神保健福祉センター所長)
片山宗紀 (横浜市こころの健康相談センター/国立精神・神経医療研究センター 薬物依存研究部)



生活保護担当CW向け研修 実施の経緯

平成28年度 ダルク座談会	平成29年度 生活保護担当CW調査
<ul style="list-style-type: none"> 全国6カ所のダルク施設長と座談会を実施 生活保護制度が薬物依存症からの回復における重要な要素であることを確認 	<ul style="list-style-type: none"> 全国12自治体の生活保護担当CWおよび査察指導員を対象とした調査を実施 回答者(465名)の半数の生活保護担当CWに薬物依存症のケース経験があったが、支援に関する知識を得る機会が限られている事を把握

生活保護担当CWを中心とした自治体職員向け薬物依存症に関する基礎研修の実施

研修のスキーム

対象：自治体の生活保護担当ケースワーカー・精神保健福祉センター職員・その他、自治体などで薬物依存症の当事者の支援に携わる者

第一部 専門医の講義
第二部 当事者の講義
第三部(第10回以降) 生保Wの講義

研修の開催実績

年度	回数	会場	参加人数	当事者講師
平成30年度	第1回	横浜	36	山田貴志(横浜ダルク)・松浦良昭(三河ダルク)
	第2回	名古屋	45	山田貴志(横浜ダルク)・松浦良昭(三河ダルク)
	第3回	品川	63	山田貴志(横浜ダルク)・松浦良昭(三河ダルク)
令和元年度	第4回	福岡	36	大江昌夫(九州ダルク)・松浦良昭(三河ダルク)
	第5回	京都	21	太田実男(京都ダルク)・松浦良昭(三河ダルク)
令和2年度	第6回		30	
令和3年度	第7回		46	
	第8回		34	
令和4年度	第9回	オンライン	192	山田貴志(横浜ダルク)・松浦良昭(三河ダルク)
	第10回		69	
令和5年度	第11回		191	
	第12回		105	

受講状況

39 都道府県から自治体職員を中心に
延べ868名が研修受講

研修は参加者の支援技術とスティグマに肯定的な影響を与えたことを確認

<DDPPQを用いた研修効果の解析結果（R元年度解析より引用）>

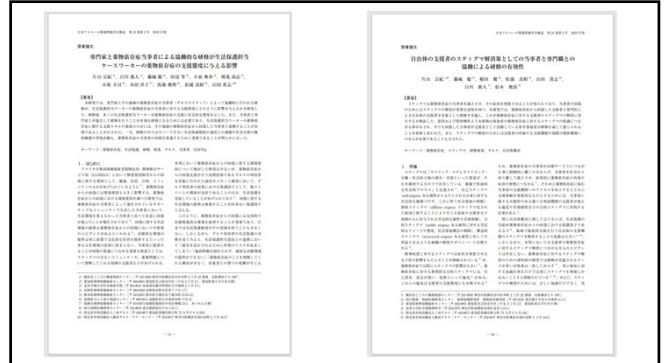
DDPPQ	研修前(pre)		専門家協議会(mid)		研修後(post)		pre-mid		mid-post		pre-post	
	MEAN	SD	MEAN	SD	MEAN	SD	p value	効果量(d)	p value	効果量(d)	p value	効果量(d)
自信得点	45.03	12.45	83.13	15.48	91.63	17.02	<0.01	1.25	<0.01	0.52	<0.01	1.23
知識とスキル	16.29	6.96	26.68	7.37	30.34	7.58	<0.01	1.45	<0.01	0.49	<0.01	1.93
役割認識	7.95	2.34	8.82	2.13	9.03	2.3	ns	0.39	ns	0.1	<0.05	0.47
相談と助言	9.18	4.16	12.5	3.08	14.13	3.29	<0.01	0.91	<0.01	0.5	<0.01	1.3
仕事満足と自信	14.53	3.58	16.29	3.76	18.16	4.15	<0.01	0.48	<0.01	0.47	<0.01	0.94
患者の役に立つこと	17.08	3.98	18.84	3.75	19.97	4.43	ns	0.46	ns	0.28	<0.01	0.69

※ 解析方法：Bonferroniの多重比較

<スティグマ尺度を用いた研修効果の解析結果（R4年度解析より引用）>

Drug Stigma Scale	研修前		研修後		p value	決定係数	効果量(d)
	MEAN	SD	MEAN	SD			
認知得点	52.00	7.78	46.32	8.53	<0.01	0.48	0.68
不信	5.87	1.96	5.29	1.16	<0.01	0.58	0.53
理解	11.62	1.94	10.15	2.06	<0.01	1.47	0.74
知識	11.25	2.19	10.35	2.39	<0.01	0.90	0.41
否定	5.67	1.15	5.01	1.21	<0.01	0.66	0.56
排除	11.39	2.02	10.16	2.09	<0.01	1.22	0.6
忌避	6.36	1.17	5.50	1.28	<0.01	0.71	0.58

※ 解析方法：GLMM ※ システム変数：研修会開催、アンケートへの回答方法

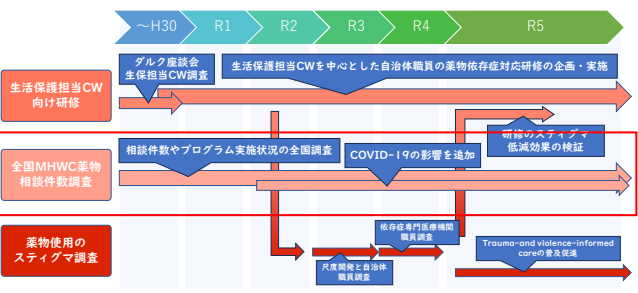


参加者の声（抜粋）

- “数年前マトリの人が話をする薬物研修をうけた事があります。隠語や覚せい剤使用者の特徴など詳しく説明し、あやしいと思ったら通報して！と言われました。今日の今まで薬物依存者は悪者ばかりじゃありませんでした。今日の話をきいて、自分は支援者の立場である事を自覚しました”
- “実際に薬を使ったことのある方からどのようにして更生したのかがよく理解でき、同時に、現在社会復帰を目指している方々の状況を聞くことが出来て良かった”
- “薬物依存がどういう状態なのか、実際に依存症を克服した方のお話などを聞いて、納得した。自分の意志だけでは依存を抜け出すのがかなり難しく、周囲の正しいサポートが必要であることも知った”

- ・研修の継続開催を通して生活保護担当ケースワーカーを中心とした知識や支援技術の向上が必要
→各自治体で是非とも積極的に周知・参加呼びかけをお願いします
- ・各自治体で研修を開催する場合はできる限りその地域で活動する当事者を講師に招いてください
→知識だけでなく、スティグマの低減、現場での研修後の連携が見込めます

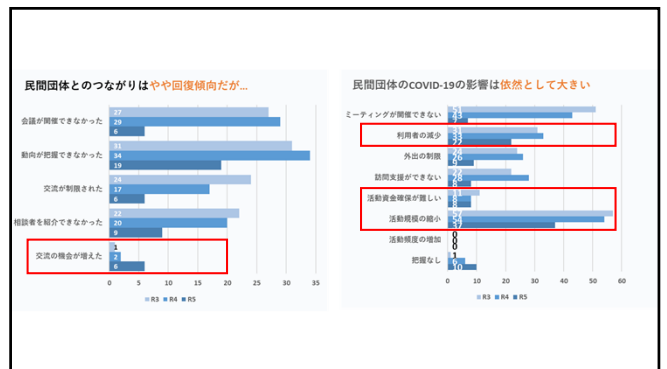
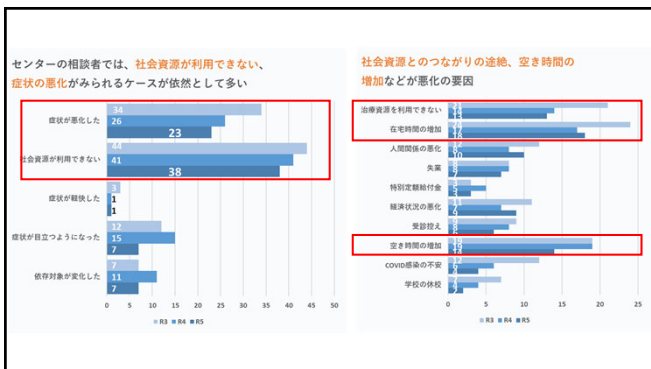
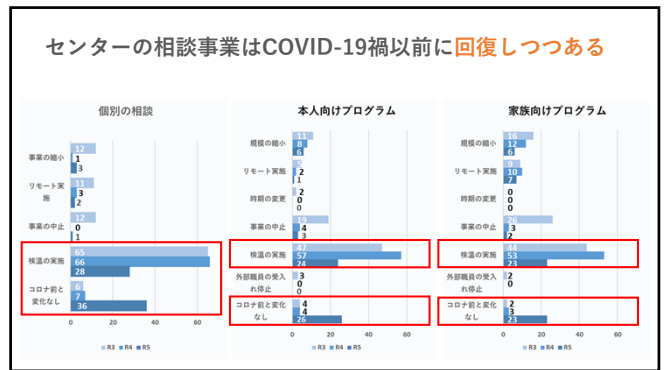
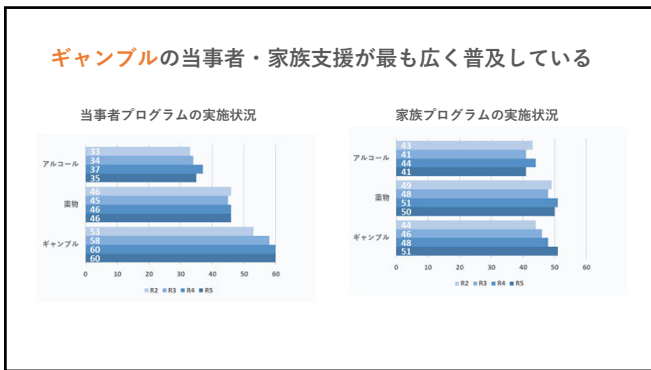
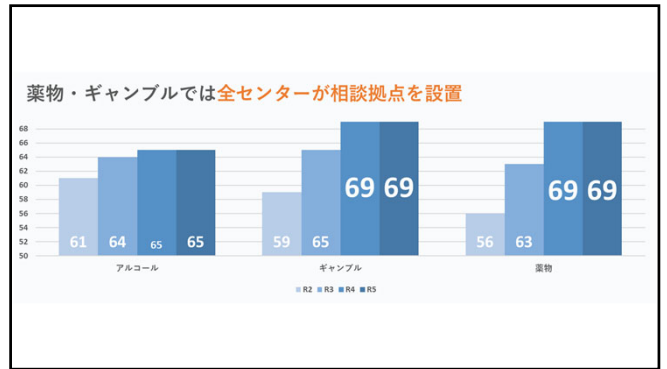
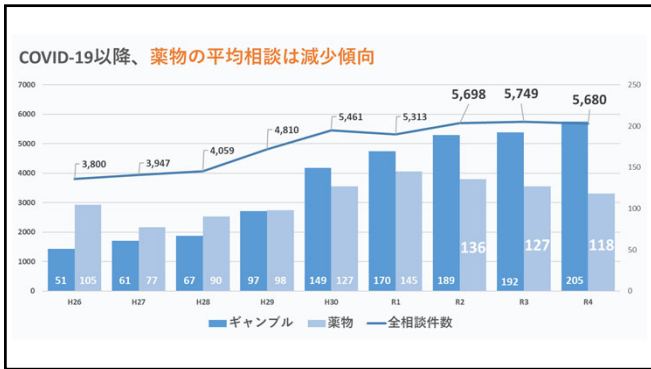
薬物依存症者に対する地域支援体制の実態と均てん化に関する研究



回答状況

- ・平成28年度より継続調査を実施
- ・相談拠点の設置状況、相談件数、プログラム実施状況、COVID-19の影響（R2～）を聴取
- ・平成29年度以降の調査では、全69の精神保健福祉センターから回答率100%を継続中

ご協力ありがとうございます



センターの現状や取り組み（自由記述）

- ・コロナ禍により自助グループの参加者が減少し、**閉所した自助グループもある**。自助グループの参加者はコロナ禍前に比べると減少したまま。自助グループの会員が病院へメッセージを届けに行くことができない、入院中に自助グループに参加できない。学校関係では、**ゲーム依存に対する研修の要望が高い**。
- ・一昨年度に比べれば感染症対策は緩やかになって、活動しやすくなった。しかしまだ受け入れ人数の制限や、関係機関との連携は中止が続いていたり、リモートで行うなどの対応がなされた。相談者については、**依存行動への影響は落ち着いたように見えるが、相談・受診行動にはブレーキがかかっていた**印象がある。
- ・依存症は孤立の病であり、当事者や家族が支援の必要を感じたときに繋がる先がない場合の不利が大きいと考え、感染予防対策をしながらも、**相談やプログラムは極力開催できるようにした**。
- ・R3年度に実施した当事者グループ連絡会の中で、当事者グループ参加者は男性が多く女性が参加しにくいとの意見を受け、R4年度から試行的に**依存の問題を抱える「女性グループ」を開始**。NAのメンバーにファシリテーターを依頼している。参加は匿名やアノニマスネームでもOK、依存対象は話しても話さなくてもいい、みんなの話を聴くだけでもOKというルールのもと、アルコール、薬物、買い物、方引き等への依存対象者が参加している。

- ・相談拠点の設置は進んでおり、プログラムも**ギャンブルを中心に少しずつ普及している**
- ・**COVID-19以降薬物相談は減少し、ギャンブル相談が増加傾向**
- ・**センターの相談支援体制は少しずつ平常に戻りつつある**
- ・**地域の民間団体への影響は色濃く、公的機関よりもCOVID-19からの回復が遅れている**

おまけ（Trauma and Violence Informed Careの啓発について）

- ・トラウマインフォームド・ケア（TIC）は、トラウマの影響やそれが及ぼす健康や行動との密接な関係を理解することを通じ、ケアを必要とする人々に安全をもたらすことを目的としています。トラウマに特化したケアとは異なり、すべての人がさらに傷つくことがないよう、安全な空間を作り出すことを目指します。
- ・トラウマ&バイオレンスインフォームド・ケア（TVIC）は、TICの概念を拡大し、**対人間暴力や社会構造的な不公平（構造的暴力）**が人々に与える影響を強調します。これにより、対人暴力によるトラウマに特に焦点をあてるとともに、過去の直接のトラウマ体験のみならず、**社会構造によって二次的にもたらされる構造的暴力やスティグマが彼らのトラウマ（や依存行動）を維持している**という視点を提供することで、トラウマを経験する人が抱える問題がその人の心の中だけでなく、その人を取り巻く社会環境の側にも存在するものと考えます。



横浜市の依存症対策の取組について
～地域支援計画策定から支援者向けガイドラインの作成～

横浜市こころの健康相談センター ○坪田 美弥子、佐々木 祐子、湯浅 麻衣子、加賀谷 由香、
片山 宗紀、鈴木 頼子、石田 みどり、白川 教人
横浜市健康福祉局精神保健福祉課 久保 裕樹

1 はじめに

横浜市は、人口 370 万人の巨大都市で、市内 18 区の各区に福祉事務所と保健所の機能を持つ福祉保健センターと、市内 1 か所の精神保健福祉センター（当センター）がある。また、令和元年度に実施した社会資源調査結果によれば、全国の約 20%にあたる 25 の回復支援施設が市内にある。平成 14 年のセンター開設当初からアルコール・薬物特定相談を開始し、令和 2 年 3 月からは当センターを依存症相談拠点に位置づけ、様々な依存症対策事業に取り組んでいる。本稿では、その取組について報告する。

2 横浜市依存症対策地域支援計画の策定

横浜市では、依存症相談拠点の設置に向け、横浜市精神保健福祉審議会に「依存症対策検討部会」を立ち上げ、有識者から意見をいただきながら準備をした。その中で、まずは横浜市内の依存症対策の方向性をまとめることを目指し、新たに「横浜市依存症対策地域支援計画」の策定に向けた検討を進めていくこととした。

（1）横浜市依存症対策地域支援計画とは

アルコール・薬物・ギャンブル等依存症をはじめとした依存症全般を対象に、依存症に関する支援の方向性を民間団体や医療、福祉などの関係機関の支援者と共有することで、包括的な支援の提供を目指すため、令和 3 年 10 月に政令指定都市で初めて依存症に特化した計画を策定した。

（2）横浜市依存症対策地域支援計画の概要

本計画では、予防・発見・回復までを 3 つのフェーズに分けて重点施策を整理し、行政や民間団体などが行う支援の方向性を示して、関係者が一体となった依存症対策に取り組んでいる。

フェーズ	重点施策	内容
一次支援 (予防・普及啓発)	重点施策 1	予防のための取組
	重点施策 2	依存症に関する正しい理解、知識を広めるための普及啓発
二次支援 (早期発見・早期支援)	重点施策 3	相談につながるための普及啓発
	重点施策 4	<u>身近な支援者等から依存症支援につなげるための取組</u>
三次支援 (回復支援)	重点施策 5	専門的な支援者による回復支援の取組
	重点施策 6	地域で生活しながら、回復を続けることをサポートする取組

3 依存症支援者向けガイドラインの作成過程

依存症の早期発見・早期支援には、専門機関だけでなく、周辺課題等を専門とする身近な支援者等が早期に背景に潜む依存問題に気づき、必要に応じて専門的な支援につなぐことが大切だと考える。また、適切な支援等につなぐために、身近な支援者等にも依存症支援についてのスキルが求められる。そこで、横浜市依存症関連機関連携会議等を通して、身近な支援者等が依存症支援に迷った時に活用できる手引きとなる「依存症支援者向けガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」の検討を進めた。

（1）アンケート調査の結果

ガイドラインの作成に向けて、平成 3 年度に区役所、福祉、医療、司法等の約 1,000 か所の身近な支援者等へアンケート調査を実施した（回答率は約 36%）。ガイドラインに掲載してほしい情報につ

いての質問では、「相談を受けたときの対応方法」、「緊急介入の必要性を判断するポイント」、「治療につなげる必要があるかどうかの判断ポイント」、「依存症の治療を行う医療機関や民間団体等の社会資源一覧」、「支援を行ううえでの心構え（初期介入のポイント、周辺課題への着目等）」などが特にニーズが高いことがわかった。

(2) ヒアリング調査の結果

アルコール・薬物・ギャンブル等依存症の家族会や一般医療機関（精神科）、身近な支援機関（包括支援センター、基幹相談支援センター、司法機関及び区役所）など 14 機関にヒアリング調査を実施した。ガイドラインに掲載してほしい情報については、「家族が心掛けること」、「依存症及び周辺課題の基礎知識」、「依存症支援の基本やフロー図」、「社会資源の一覧」、「他機関へのつなぎ等の支援のポイント」などが特にニーズが高いことがわかった。

(3) 横浜市依存症関連機関連携会議での意見交換（事例検討など）

①緊急性の判断と専門機関につなぐタイミング、②家族からの相談に応じるために支援者ができること、③借金や金銭問題を抱えている人への支援の3つをテーマに事例検討を行い、ケーススタディ（架空事例）としてまとめた。また、参加機関と意見交換を行い、他機関・団体につなぐときに大切にしたいポイントを3つにまとめた。

4 ガイドラインの作成を通しての成果

ガイドライン作成に向けたアンケート・ヒアリング調査の結果では、8割近くの支援者が「他の支援に比べて依存症の支援を難しいと感じている」と回答しており、さらに、経験の長い支援者ほど「依存症の支援に疲弊している」という結果だった。また、必要な支援等につながらないのは、本人の動機づけや病状だけでなく、支援者側が適切なアセスメントをできていないことも要因の一つと考えられる。

依存症は否認の病で、本人だけでなく周囲も巻き込み孤立し、ますます悪化していく。まずは、比較的つながりやすい家族から支援につながり、家族からの相談を身近な支援者等が受け止めることが求められる。横浜市が作成したガイドラインはあくまで手段で、活用することで依存症支援の裾野を広げて、困っている方々に適切な医療や支援を届けることが最終目標である。身近な支援者等が使いやすい手引きとなることに注力して、ガイドラインの掲載内容を整理した。

ガイドラインは、4章から構成されており、「依存症の基礎知識」、「本人・家族の相談支援」、「よくある質問と対応」、「相談支援フロー図」、「緊急介入のポイント」、「依存対象別チェックリスト」、「社会資源一覧」などを掲載している。実践場面ですぐに活用してもらえることを心掛けて作成した。

(1) ガイドライン作成の効果

複数の機関が関わっていると、本人や各機関の考え、課題等の共通認識を持つことも大変なことが多い。ガイドラインが、共通で活用できる一つのツールとなるとよいと考える。関係機関等にガイドラインを活用してもらえよう、「ガイドラインを活用した支援者向け研修」を開催するほか、「家族向け紹介動画の制作」や「家族向けリーフレットの改訂」等につながった。

(2) 全国の依存症相談拠点（精神保健福祉センター）へのガイドラインのデータ提供

資料編「関係機関一覧」を各機関版に差し替えるなどして、全国の精神保健福祉センターでもガイドラインを活用していただけるようにした。全国の依存症相談拠点において、依存症の本人や家族との関係づくりや継続的な関係づくり、そして依存症でお悩みの方々が早期に必要な治療や支援につながるような一助になればと考えている。

5 おわりに

ガイドラインは作成して終わりではなく、活用してみても感想等を聞きながら、アップデートしていくことを想定している。横浜市では横浜市依存症対策地域支援計画やガイドラインを共通のツールとして、引き続き包括的な依存症対策に取り組んでいく。

横浜市における措置入院者退院後支援事業の現状の考察

横浜市こころの健康相談センター

○伊藤良太、上谷祐香子、林敬子、相澤香織、坂田瑞恵、小西潤、白川教人
小野満陽子（都筑区役所 高齢・障害支援課）、満岡倫明（横浜市精神保健福祉課救急医療係）

1 はじめに

本市では措置入院者退院後支援事業を実施し5年が経過したが、その効果は明らかになっていない。本研究では、平成30年度から令和2年度に措置入院した者のうち複数回措置入院した者に注目し、退院後支援計画の作成申し込み等が入院形態や入院期間に与える影響について分析した。

2 措置入院者退院後支援事業について

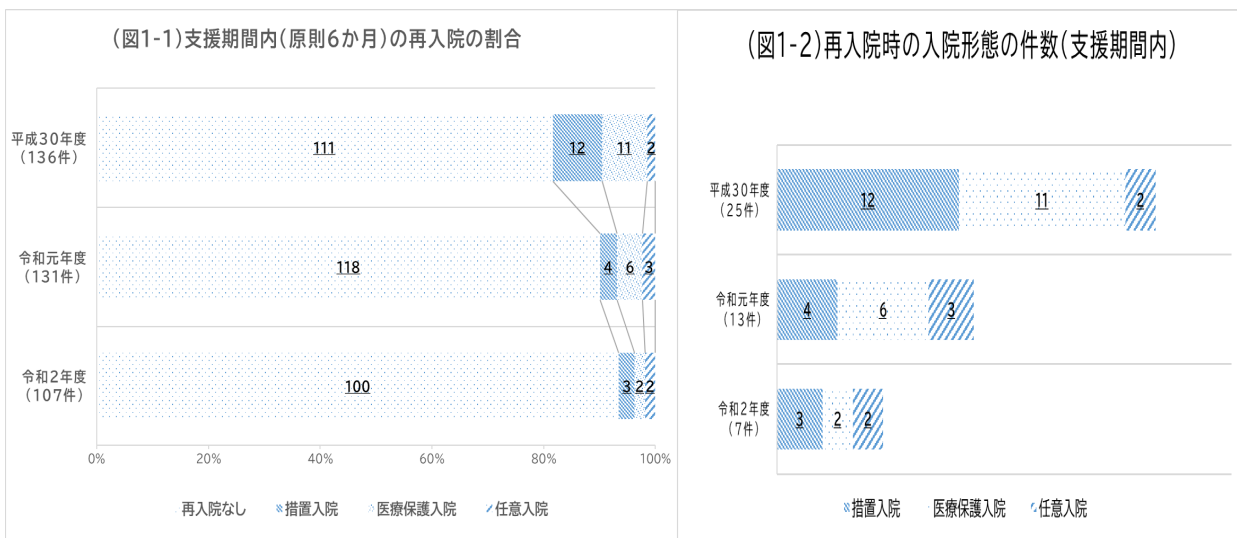
本市は、平成29年4月に横浜市措置入院者退院後支援ガイドラインを策定し、「措置入院者が退院後、地域でその人らしい生活を継続して送れること」を目指し、原則全措置入院者を対象とした措置入院者退院後支援事業を平成30年4月から実施している。措置入院者本人の申し込みに基づき、退院後の本人の希望やニーズを踏まえた退院後支援計画（以下、計画という）（案）を作成し、個別ケース検討会議で本人や支援者と共に内容を確認した上で、計画を策定し、本人の同意を得て交付する。計画に基づく支援期間は原則6か月としている。

3 調査対象者の特徴

本市が平成30年度から令和2年度に扱った措置入院者数は、延1155件であった。実人数1083人の内、複数回措置入院をした措置入院者は65人であった。年代別人数では、いずれの年度においても、30代から50代が半数を占めていた。疾病別人数では統合失調症が最も多く、半数を超えていた。

4 結果：計画作成の入院形態への影響

計画を作成した者の内、支援期間内に再入院した者の人数及び割合は、年々減少しており（図1-1）、再措置入院の人数も減っていた（図1-2）。



5 結果：計画作成申し込みの措置入院期間への影響

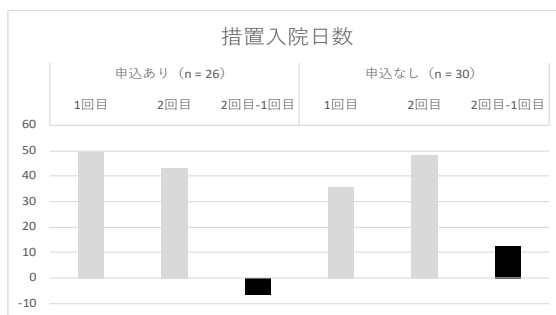
複数回措置入院のある65人について、計画作成申し込みの有無毎に措置入院期間（平均）を比較した。申

申し込みあり群の措置入院期間は1回目が49.8日なのに対し、2回目は43.2日と短くなっていましたが、申し込みなし群の措置入院期間は1回目が35.7日なのに対し、2回目は48.3日と長くなっていた。ここで、2回目の措置入院期間を比べると申し込みあり群は43.2日、申し込みなし群は48.3日となっており、申し込みなし群は5.1日長かった。

1回目の措置入院時に申込すると措置入院期間が1回目より2回目で6.6日短くなっており、1回目の措置入院時に申込みをしないと措置入院期間が1回目より2回目で12.6日長くなっていた。1回目の措置入院時に申込をした群は、申込みをしない群と比べて、入院期間が19.2日短くなっていたといえる（図2-1）。

(図2-1) 1回目入院時の申込ありと申込なしにおける入院1回目と入院2回目の措置入院日数の差

措置入院日数	申込あり (n = 26)			申込なし (n = 30)		
	1回目	2回目	2回目-1回目	1回目	2回目	2回目-1回目
	mean (sd)	mean (sd)		mean (sd)	mean (sd)	
措置入院日数	49.8 (42.4)	43.2 (25.5)	-6.6	35.7 (15.9)	48.3 (25.3)	12.6



6 考察

措置入院者退院後支援事業の取り組み開始後、平成30年から令和2年の間では支援期間内の再入院した者の数や再措置入院件数が年々減っていた。本事業により、措置入院者が支援を受けるきっかけとなり、本人が支援を含めた地域生活について主体的に考え、選択する機会となったと考えられた。

計画作成申し込みと措置入院期間への影響をみた結果、措置入院1回目で計画作成の申込をすると、申し込みをしない者に比べて総措置入院期間が19.2日短くなっていた。1回目入院時に申し込みがあると、退院後の支援がより手厚くなり、地域での生活において早期介入等適切な支援ができたことが、2回目の措置入院期間が短くなることに影響したと考えられた。そのため入院の際に措置入院者が申し込みをするように、本人への事業説明に工夫が必要といえる。

7 本研究の限界と気づき

措置入院者への全件面会という本市事業の性質から、措置入院者の情報のみを扱った。申し込みなしの者について、他の入院形態に移行した後の入院期間等は、その後の状況を把握できないため、分析を行うことができなかった。また、病状による違いを分析することはできなかった。

入院患者への介入や地域支援についての確立された効果測定方法はなく、今回の検証は入院期間から効果を推定するに留まった。より効果的な手法を探るためには、今後は、他の入院形態での入院期間や病状との比較、また3回以上措置入院を繰り返している者の分析をすることも考えられる。

横浜市こころの健康相談センター所報

第 22 号（令和 5 年度）

横浜市こころの健康相談センター

令和 6 年 7 月発行

〒231-0005 横浜市中区本町 2-22 京阪横浜ビル 10 階

電話 (045) 671-4455

FAX (045) 662-3525